



平成30年 第2回  
占冠村議会定例会会議録



自 平成30年 6月14日

至 平成30年 6月15日

占冠村議会

平成30年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月14日（木曜日）

○議事日程

|       |       |   |
|-------|-------|---|
|       |       | 議長開会宣告（午前10時）   |
|       |       | ◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）   |
| 日程第1  |       | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第2  |       | 会期決定について  |
|       |       | ◎諸般報告   |
|       |       | ・議長諸般報告   |
|       |       | ・総務産業常任委員長報告  |
|       |       | ◎村長行政報告   |
| 日程第3  |       | 一般質問  |
| 日程第4  | 承認第1号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第5  | 承認第2号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第6  | 承認第3号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第7  | 承認第4号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第8  | 承認第5号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第9  | 承認第6号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第10 | 承認第7号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第11 | 承認第8号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第12 | 承認第9号 | 専決処分につき承認を求めることについて   |
| 日程第13 | 議案第1号 | 占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて  |
| 日程第14 | 議案第2号 | 占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第15 | 議案第3号 | 占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第16 | 議案第4号 | 占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第17 | 議案第5号 | 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第18 | 議案第6号 | 占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第19 | 議案第7号 | 占冠村指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め   |

|        |          |  |
|--------|----------|--|
|        |          | る条例を制定することについて   |
| 日程第 20 | 議案第 8 号  | 占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 21 | 議案第 9 号  | 平成 30 年度占冠村一般会計補正予算（第 1 号）                             |
| 日程第 22 | 議案第 10 号 | 平成 30 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）                     |
| 日程第 23 | 議案第 11 号 | 平成 30 年度村立診療所特別会計補正予算（第 1 号）                           |
| 日程第 24 | 請願第 1 号  | J R 北海道路線存続に関する請願書                                     |

### ○出席議員（7名）

|    |               |     |                 |
|----|---------------|-----|-----------------|
| 議長 | 8 番 相 川 繁 治 君 | 副議長 | 1 番 工 藤 國 忠 君   |
|    | 3 番 大 谷 元 江 君 |     | 4 番 長 谷 川 耿 聰 君 |
|    | 5 番 山 本 敬 介 君 |     | 6 番 五 十 嵐 正 雄 君 |
|    | 7 番 佐 野 一 紀 君 |     |                 |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

（長部局）

|                   |           |                 |         |
|-------------------|-----------|-----------------|---------|
| 占 冠 村 長           | 田 中 正 治   | 副 村 長           | 松 永 英 敬 |
| 会 計 管 理 者         | 伊 藤 俊 幸   | 総 務 課 長         | 多 田 淳 史 |
| 企 画 商 工 課 長       | 三 浦 康 幸   | 地 域 振 興 対 策 室 長 | 藤 田 尚 樹 |
| 農 林 課 長           | 平 岡 卓     | 林 業 振 興 室 長     | 今 野 良 彦 |
| 建 設 課 長           | 小 林 昌 弘   | 住 民 課 長         | 小 尾 雅 彦 |
| 福 祉 子 育 て 支 援 課 長 | 木 村 恭 美   | ト マ ム 支 所 長     | 平 川 満 彦 |
| 総 務 担 当 主 幹       | 阿 部 貴 裕   | 職 員 厚 生 担 当 主 幹 | 森 田 梅 代 |
| 財 務 担 当 主 幹       | 鈴 木 智 宏   | 税 務 担 当 主 幹     | 佐 久 間 敦 |
| 企 画 担 当 係 長       | 佐 々 木 智 猛 | 商 工 観 光 担 当 係 長 | 橘 佳 則   |
| 農 業 担 当 係 長       | 杉 岡 裕 二   | 林 業 振 興 室 主 幹   | 高 桑 浩   |
| 建 築 担 当 主 幹       | 嵯 峨 典 子   | 環 境 衛 生 担 当 主 幹 | 後 藤 義 和 |
| 戸 籍 担 当 係 長       | 竹 内 清 孝   | 国 保 医 療 担 当 主 幹 | 上 島 早 苗 |
| 保 健 予 防 担 当 主 幹   | 岡 本 叔 子   | 村 立 診 療 所 主 幹   | 小 瀬 敏 広 |
| 社 会 福 祉 担 当 係 長   | 野 原 大 樹   | 介 護 担 当 主 幹     | 細 川 明 美 |
| 子 育 て 支 援 室 主 幹   | 石 坂 勝 美   |                 |         |

（教育委員会）

|                 |         |                 |         |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 教 育 長           | 藤 本 武   | 教 育 次 長         | 合 田 幸   |
| 学 校 教 育 担 当 主 幹 | 松 永 真 里 | 社 会 教 育 担 当 主 幹 | 蠣 崎 純 一 |

(農業委員会)

会 長 安 田 堅 吾 事 務 局 長 平 岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史

(監査委員)

監 査 委 員 木 村 英 記 監 査 委 員 山 本 敬 介

事 務 局 長 岡 崎 至 可

**○出席事務局職員**

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長、大谷元江君。

○議会運営副委員長（大谷元江君） 6月7日に開催しました議会運営委員会の報告をいたします。今期定例会における会期は、本日14日から15日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上、報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番、佐野一紀君、1番、工藤國忠君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期決定

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの2

日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月15日までの2日間と決定しました。

---

### ◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いします。1、今期定例会に付議された案件は承認第1号から議案第11号までの20件です。

議員提案による案件は請願第1号及び意見書案第4号の2件です。

審議資料の2ページをお願いいたします。説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

平成30年第1回定例会以降の議員の動向は、3月14日広報特別委員会①から記載のとおりであります。

審議資料の7ページから8ページは、平成29年度2月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは、平成29年度3月分の例月出納検査結果です。11ページから12ページは、平成29年度4月分の例月出納検査結果です。13ページから14ページは、平成30年度4月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） 総務産業常任委員会の所管調査について報告いたしま

す。占冠村議会議長、相川繁治様、総務産業常任院長、佐野一紀。所管事務調査に関する調査報告、道外所管事務調査について。このことについて次のとおり事務調査を実施したので読み上げて報告いたします。記、調査期日、平成30年5月14日から16日の3日間であります。2、出席者、議会議員6名。3、調査地等、鹿児島県、株式会社アンラク、木質系粗飼料ウツンファイバーを実際に使用している現状についてであります。宮崎県、宮崎みどり製菓株式会社、木質系粗飼料ウツンファイバーの効能、製造過程、設備等についてであります。裏面を見てください。

1、木質系粗飼料ウツンファイバーを実際に使用している現状について。ウツンファイバー自体、栄養価はない。第一胃の反芻を促すことにより微生物活動が活発化するので消化を助け、餌をよく食べるようになる。コスト面であれば稲ワラよりはコストダウンしている。1ヶ月分給与、稲ワラ1620円、ウツンファイバー1350円であります。粗飼料への配合割合については、約1%で効果を得ている状況である。

2、木質系粗飼料ウツンファイバーの効能、製造過程、設備等について。製造経緯については、杉材の有効利用目的で開発した。製造過程は、杉材をチップにし、圧力釜で蒸し、繊維状にすり潰して完成となる。窯、裁断機、建物等の設備額は億単位である。一見コスト的には不利に思えるが、抗生物質を使わない飼育ができる製品であり、循環型農業の確立を目指したヨーロッパでは、この飼育方法が浸透してきている。木質系飼料を使用した場合は、抗生物質に頼らない飼育が可能であり、循環型農業を目指す社会に最適な方法であると考えている。

3、総括及び課題。原材料については、今回杉材ということであったが、北海道の場合、杉材はなく、ヤナギ、白樺、トドマツ等の北海道

材で同様の効果が得られるか関係機関の試験の結果を見極める必要がある。発酵製品ではなく熱が発生しないため、冬期間の水分凍結の配慮が必要である。粗飼料配合率約1%程度と使用量が少ないので、北海道全体の需要と供給を視野に入れた生産設備投資を考慮しなければならない。循環型農業の確立にむけた安心安全なブランド構築には有意義である。また、飼料生産にこだわることなく、木材の有効利用製品開発や、木材加工業者の村内誘致も視野に入れ、今後の道産材の活用動向を見据えた農林業政策の課題とすべきである。以上で報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これにて諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。まず、はじめに報告事項であります。別紙で配布をいたしました報告書をお願いいたします。

1、報告事項。（1）根室本線対策協議会要請活動について行政報告をさせていただきます。

① J R 根室線（富良野～新得間）の早期災害復旧と維持に向けた要望についてであります。4月26日、上川町村会、十勝町村会、それぞれの総会において、「J R 根室線を含めた鉄道全線維持に関する特別決議」が採択され、浜田上川町村会長、高橋十勝町村会長、浜田新得町長、池部南富良野町長と私の5名で、北海道、北海道議会、J R 北海道本社への要望活動を行いました。

北海道議会では大谷北海道議会議長、北海道では窪田副知事、J R 北海道では小山専務取締役

役等に対し、根室線の早期災害復旧と維持に向けた要請を行いました。

②根室本線対策協議会中央要望についてであります。6月6日に、滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町、新得町そして占冠村の4市2町1村で構成する根室本線対策協議会の構成メンバーとして、JR北海道の路線維持に向けた支援制度の創設に関する中央要望を行いました。

この中央要望では、牧野国土交通副大臣との面談をはじめ、道内選出議員に対して路線存続等の要請を行いました。

要請事項は、1点目、JRの経営再建に向けた国の支援の見直し、2点目として、老朽化した施設の保全・更新への国の支援と東鹿越ー新得間の早期災害復旧、3点目として、JRや地域が連携して行う利用促進策に対する支援の3点であります。

根室本線は、占冠村から富良野市への通院や買物、高校生の通学や部活動の足として住民生活において重要な役割を担っています。また、トマムリゾートがある本村にとって、道内全体の広域周遊観光という観点でも同路線は重要な意義を有しております。

占冠村議会をはじめ各関係機関と連携しながら、早期の災害復旧及び同路線の存続に向けて要望活動等を進めてまいります。

次に2点目、主な用務でございますけれども、記載のとおりとなっております。記載のとおりではございますけれども、6ページをお願いいたします。6ページの上段から6行目になりますけれども、5月30日、富良野地域日台親善協議会平成30年度総会（代理出席）になっておりますが、私が出席しておりますのでかっこの部分の削除をお願いしたいと思います。

次に3として入札でございますけれども、この間、執行された入札につきましては、記載の

とおりとなっております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので一般質問させていただきます。まず質問の1でございます。占冠保育所の建設についてお伺いいたします。保育所建設には私も反対する気持ちは毛頭ございません。昨年の定例会においても保育所建設を要望したのも私でございますので。ただ税金が注がれます。慎重に行っていただきたいと私は考えております。村長の公約では来年度で建設が終了するような案になっておりますので、これはいささかちょっとお急ぎのようではないかと思っております。何年かかるか分からないと私も意見を述べさせていただいております。ちょっと早急に進めすぎているのではないかなと思っております。

先日の全員協議会において提示されました用地等の案件に対しても、私は3月の定例会で占冠の地域交流館のグラウンドに建設してはいかかかと質問させていただきましたが、この時にはもう村長はその考えはないという即答でした。ただ、やっぱり村民に対して周知する必要があるのではないかと考えます。長谷川議員の中学校併設の案も共に提示されたと思っておりますので、このへん、村民に対して村側から周知された記憶もございませんし、議員に説明もなにもありません。そのへんのことを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお

答えをいたします。建設場所につきましては、3月議会で中央地区に建設する予定である旨を答弁させていただいております。建設場所の選定につきましては、なにより施設を実際に利用される利用者の利便性と、見守りなどの安全性を確保する必要があることから事前に子育て世代を対象にアンケート調査を実施しております。

議員ご提案の建設予定地案につきましては、平成30年5月発行の議会広報にもそれぞれ明確に記載され、住民周知もされているところでございます。そういったことで、村としては改めてそうした建設場所についての周知を行う予定は持っておりません。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それは質問に対して回答を得たという議会広報の周知であって、村側として全村にそういう周知がなされてはいないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の新設について、住民の関心も高いと私も考えております。建設予定地につきましては、広報誌等で周知させていただく予定でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それでは決定というような周知の仕方になるのではないかと思います。30年も前になりますか、コミュニティプラザの建設の時にも村民を集めて周知します、意見を聞きますというようなことで参加したんですが、もう決定事項であって意見を言ってもくんでもらえないという経験があります。村の税金、村民の税金を注がれるので一部の利便性、ましてや子育て世代だけのアンケートだけで決定するというのは私としては納得がいかないのですが、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 住民意見の聴取につき

ましては意見公募ということで占冠村むらびと条例第31条において、住民生活に大きな影響を与える条例及び計画の策定において行うこと、とされております。施設の建設の場合、必ずしも意見公募の必要があるとはしておりませんけれども、実際に保育所を利用する子育て世帯については、その生活に大きな影響を与える可能性があることから当該する世帯に対しアンケート調査を行い、意見を徴収したところでございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 子育て世帯のアンケートはそれは結構だと思うんです。大事なことだと思います。ただ、その利用者だけという決定に納得がいかないんですね。私も地域を代表して意見を述べさせていただいておりますけども、地域交流館、長谷川議員の中学校併設、これもアンケートの中に入れておりませんでした。そういうものを外しておいて、村長だけの意見だとは思いませんけども、用地決定はちょっと納得がいかないのですが、2番の質問にも影響するんですが、もう一度村民の意見を聞く機会を持たないのかどうか、もう一度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の建設にあたっては、なんといっても利用者の住まいの場所や利便性を重視することが必要と考えております。それゆえ、保育所からの聞き取りのほか、子育て世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今の答えも、村民全体の意見を聞く必要がないと考えていらっしゃるのですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたとおり、むらびと条例におきましてパブリッ

クコメントはやることになっておりますので、そういった中で村民のご意見もお聞きしたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それはどういう方法で確認するのでしょうか。パブリックコメントとはどういう方法ですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 意見公募ということでむらびと条例で定めておまして、こういった内容でこういった施設を整備しますということで広く村民のご意見をいただくという内容でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） そういう意見集約はいつなされるのでしょうか。全員協議会で提示されたのはもう決定みたいな感じを受けたんですが、それは決定する前にやるべきものではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 用地の決定につきましては、限られた村の用地の中で村として利用者にとって利便性、あるいは安全性含めてより有効・有利な適地がないかということを経営部で協議させていただきまして、その内容に基づいて議会にもご説明を申し上げたという内容でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 内部とは庁舎内での決定ですか。議員全員にはパブリックコメントというか、そういうものが一切なされてないのですが、いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 庁舎内の意見について取りまとめをし、決定したものを6月1日の全員協議会にご説明をし、この内容を諮ったというふうに認識しております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 6月1日の全員協議会ではもう決定事項ですよね。それでは議員の意見を聞いたということにはならないんじゃないですか。もう決まった案件に思えたのですが、いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） アンケート調査に基づいてお示しをした3点の用地からそこに村として決定をさせていただいたということで議会に報告をさせていただきました。議員おっしゃるとおりです。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それでは村民ただ44名のアンケートのみで決定という案件になってしまい、他の村民は意見を言う機会がないということになるんですが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど来申し上げておりますように、本件につきまして建設場所の選定については、なにより施設を実際に利用される利用者の利便性と、さまざまな見守りなどの安全性を確保する必要があるということで、子育て世帯を対象にアンケートを実施し、総合的に判断をさせていただいた中でここがいいだろうということで決定をさせていただいたという内容でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 村民への周知、ただ本当に子育て世帯だけのアンケート、利便性・安全性。安全性に対しては、あそこは今、50年近く水害等がない形で過ごしておりますけども、いつなんどき何があるか分からないという状況において、あそこが安全に保たれるのかというのが不安事項でございます。それに対して、今、本当に決定という意味合いの返事ですので、私この案件については納得いかないのですが。

意見を聞く場面でないのかもしれませんがけれども、これ以上聞く意味がないのかというふうに言われそうですので用地の決定には納得がいきません。

○議長（相川繁治君） この件について、今、一般質問で議論されているわけですがけれども、聞いている中では意見が不一致ということで平行線をたどるかなとそんなふう思うので、この件については後ほど検討させていただきたいなというふうに思いますので議長に預けていただきたいと思いますが、村長よろしいでしょうか。

○村長（田中正治君） 私ども庁内の連絡会議、あるいは子育て世帯だけのアンケートで決めるのは拙速だというところで平行線をたどっているという内容でございます。中身については、全員協議会でも申し上げましたけれども、あらゆる可能性含めて検討をさせていただいた中で得た答えだというふうに思っております。そういったことで、議長ご提案の再度というお話もいただいておりますけれども、改めてご説明を申し上げる中から私としてはご理解をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 大谷議員、今、村長から言われた説明でよろしいですか。それとも納得できないということなのか、どちらでしょうか。

○3番（大谷元江君） 納得はいきません。

○議長（相川繁治君） 納得はいかないということですか。議員から納得がいけないという返事なんです、この点についてただいま申し上げたとおり、別途、話合いの場を持てればなというふうに思いますけれどもよろしいですか。

○村長（田中正治君） はい。

○議長（相川繁治君） 分かりました。それではこの件につきましては、しばらく休憩をした

いと思いますのでよろしいでしょうか。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時53分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催した全員協議会の結果、再度村と全員協議会を開催すべきと意見がありました。村長よろしいでしょうか。

○村長（田中正治君） はい。分かりました。

○議長（相川繁治君） それでは期日を改めて全員協議会を開催することにしたいと思います。よろしく願いをいたします。

大谷議員よろしいでしょうか。

○3番（大谷元江君） はい。

○議長（相川繁治君） それでは次に進んでください。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） では質問2に移らせていただきます。観光客のごみの分別収集についてお伺いいたします。村では、最終処分場の延命、それに資源ごみの分別強化というところを今強化されているところでございますが、家庭、事業者、リゾートはもちろん観光客に対しても取り組んでいかなければならないんじゃないかなと考えた次第です。

道の駅、各商店それぞれのところで買い物したものは引き取っていただけるということで、今、処理されているところですが、店は24時間開いているわけでもございませんし、道の駅も早々と閉館という形になっております。閉館されている間の観光客のごみというのは、持ち帰りが大前提なんです、何泊もされる方、車で移動される方、自転車で移動される方、いろいろな方がいらっしゃいます。この方たちに対してのごみの関係、優しい占冠というところでは対応策を考えているかどうかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 観光客のごみの処理ということでお答えをしたいと思います。まず、ごみ処理の経緯でございますけれども、ごみは持ち帰るとの社会的認識が広がる中で、道の駅では10年以上前からごみ箱を設置しないこととしております。多くの道の駅などでごみの持ち帰りを推奨している中、ごみ箱の設置を行わずと分別をしていない大量のごみを受け入れることになり、観光地としての美観を損なうことにもなりかねないということでありました。

現状とその対応でございますけれども、現在、道の駅にごみ箱がないことについての理解はほぼ得られている状態でありまして、概ね苦情もない状況にあります。道の駅でも店で買ったものの受け入れはしており、結局はそれがごみの減量化にもつながることから、事業者から出たごみは事業者で受け入れていただく形を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） もちろん持ち帰りは基本だと思います。ただこれを持って帰るには大変不便なんだというお客様がいることは耳にしております。分別用のごみ袋を買ってそれに仕分けをして引き取ってもらえるようにはならないのかというようなお客様の意見もございます。そうしていただくと道路に落ちているごみ、かなりの量が春先になると目立ちます。買い物袋1つボロンと落ちているのも目にしますし、気が付いたら拾いますけれども、それだけでは間に合わない状況にありますので、買ってもらって分別してもらってどこかで引き取って、というそんな方法を考えたらもっと観光客に優しい占冠になるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 本村でもごみの減量化

の推進が重要課題となっております。ごみの持ち帰りが社会的常識となりつつある現在、新たにごみの受け入れを行うのは必ずしも良い方法ではないというふうに考えております。今、議員ご指摘のごみ袋、あるいは分別をきちんとして引き取る方法はないのかというご提案もありますけれども、現地で買ったものについては事業者がそれを引き取って処理をしているという現状でございますので、そういった取扱いで進めていくのが良いのではないかとこのように考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） インバウンド、観光客を呼び込んでいる状況にある占冠です。トマムだけではなく、占冠にも結構観光客が来ていると思います。そういう方たちに対しての心遣いというか、優しさというか、そういうものがあるべきかなと思いますので、持ち帰りはもちろんしていただくのが原則ですけれども、そういうことのできない人たちもいらっしゃいますよね。中国系の方たち、海外から来ている方たちはもちろんそんなものを持って帰れる状況ではないと思うんですね。そういう方たちのためにもそういう方法があるのではないかと思います、もう一度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊施設なり一定の事業者にあつては、分別をしてごみを預かっているというか処理をしていると思いますので、村内で扱うものについては、きちんと分別をしていただいて取扱いをするということは、私は構わないのかなというふうに思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 村としてやるべきところもあるのではないかなとも思いますし、事業者にそういう指導もしていただけるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 最初に申し上げたとおり、事業者の皆さんにはそういったごみ等の処理が必要になってくるときに、村内で買ったり、宿泊施設等のごみ処理についてはそれぞれの事業者が分別してやってくださいねということでお話ししていますし、そういった対応も現状やっていると私は考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） これもちょっと平行線になりつつあるので、分別強化を事業者等にもう一度指導していただければと思います。

次に移らせていただきます。質問の3、交差点の危険箇所対策についてでございます。雪が溶けて交通量が多くなってきております。青巖橋の手前、道道136号線と村道中央基線の交わるところのカーブ、あそこは見通しが悪く事故が発生しておりまして危険な状況にあります。道道ですので村としてはそんなに聞かれるものではないのかなとは思いますが、何かこの危険箇所の対応策を考えてらっしゃるかどうかお聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の交差点につきましては、村道側に一時停止の標識を設置し、安全確保を図っているところです。また、草刈りにつきましても、現地の状況を確認しながら北海道旭川建設管理部富良野出張所に適宜草刈りの実施を要望しております。同出張所の草刈りに関する予算は年2回程度分のみと限られていると伺っておりまして、ベストな時期に草刈りの要望をしまいたいというふうに考えております。

また、昨年度村交通安全協会の協力を得まして村道接続部分の草刈りを実施したり、急を要する場合は村が草刈りを行っている現状もございますので、今年度も引き続き対応してまいり

たいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 草刈りは数度しているというお話でございますが、一時停止の看板も草が生えてきますと伸びて見えにくい状況にありますので、反対側にカーブミラーがあればもっと危険が少なくなるのではないかと思いますけれども、この要望はしてはいただけないのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） カーブミラーにつきましては安全確認の補助施設でありまして、鏡面に死角が生じるなどの危険性もあることなどから、交差点通行の際には、カーブミラーの有無に関わらず目視による安全確認が義務となっています。警察にお伺いしますと、カーブミラーのある交差点では、設置されていることの過信から鏡面の写像を見るだけで目視を怠り、一時不停止のまま交差点に進入したことが原因の事故が多発し、カーブミラーが事故を誘発するケースも増えているということでございます。したがって、設置にあたりましては、現場状況を確認し、距離感や方向性を含めてそういった内容を確認しながら関係機関とも協議し、判断をしまいたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） そういう方向で進めていただきたいと思いますけれども、夏は草が生える。冬は雪が除雪によって見えにくいということになっておりますので、そのところの危険対策をよろしく願いして、もう一度、雪のほうに関しても伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 草刈、雪の対応について、建設管理部のほうにもお願いをしております。多くは対応していただいている現状にあ

って、緊急性、それから危険性が感じられる場合は村で対応できるような方法を取ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきたいと思っております。ごみの問題です。占冠村の一般ごみの問題、埋め立て地の問題は以前から、7年ぐらい前から議会でも指摘をさせていただいておりました。ただ近年、リゾートの集客力が急激に回復して、一般ごみの量が増えたことで埋め立て地の寿命が本当にお尻に火が付いた状況で心配されることになってきました。

しかし、本来、ごみの問題については住民生活にとって、水道・下水道と同じ生活に直結した問題です。行政はこうした状況に陥らないように計画的に進めていく必要があります。そういう意味で急いでごみの減量化をしなければならぬ現状は大いに反省すべき事態だというふうに思っております。この事態解決すべく、住民の皆さんにも参加いただいて、ごみ減量化対策推進委員会が作られ提言が出されました。その提言内容に関わること、そして今後の一般ごみ、ごみの方向性について質問していきたいというふうに思っています。なお、ごみ減量化対策推進委員会の皆さんには、お忙しい中議論に参加いただいて提言を出していただいたことに敬意と謝意を表したいとまず思います。

質問に入っていきます。住民の皆さんに分りやすいように聞いていきたいと思っております。一般ごみの現状についてまずお聞きします。一般ごみの量と最終処分場の現状についてお聞きしたいと思っております。富良野生活圏一般廃棄物（ごみ）広域分担処理基本計画が平成25年に作られておりますが、その推計によりますと、平成29年の占冠村の家庭ごみ、家庭系ごみは459 t、事業系ごみは504 tと示されております。これは資

源ごみも含まれた推計になっております。現状の埋め立て地に関わる一般ごみ、これの家庭系、事業系の量を、できれば昨年クラブメッドが開業しておりますが、開業後のできるだけ新しい状況のデータを教えていただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、一般ごみの量でございますが、村内にはトラックスケール施設がないため、トンではなく立方メートルでの容積、数字となりますことをご了承いただきたいと思っております。

一般ごみにつきましての最新の情報としては、基本的に平成29年度のごみ収集実績となります。内容は、一般ごみの家庭系が1187 m<sup>3</sup>、一般ごみの事業系が648 m<sup>3</sup>となっております。なかなか比較換算ができないかと思ひまして、仮にトンに換算するとどれぐらいになるのかなということでお答えをしたいと思いますけれども、ごみの内容によって体積あたりの重さも変動するために、一概にこれが正しいというふうには申し上げられませんが、概ね一般ごみの家庭系が475 t、事業系が259 tと推計することができます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、お示しいただいたデータについてちょっとお聞きしたいんですけども、事業系については、例えば道の駅、パーキングエリア、中小の零細の企業、そういうところは家庭系ごみの中に入っていると思うんですけども、事業系っていうのはどこを指すのかっていう部分が一つ。

それとクラブメッド開業後、事業系のごみが増えているという影響があるのか、前年度との比較等あれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、最初のご質問の

事業系の取扱いでございますけれども、一般的に事業系のごみは、主にトマムリゾートとなっております。そのほか、小規模事業者、民宿、商店については一般ごみで処分されているというふうになっているようでございます。

クラブメッド開業とその前の比較については、村として調査をしておりますけれども、今年4月に入ってからの数値になりますが、4月分で事業系のごみが一月で15.91t、資源ごみが9.25tですから一般廃棄物としては6.66tというような内容になっていまして、クラブメッド、星野リゾートという分け方をした調査がちょっとございませんでした。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 平成28年度のデータというのは今手元にありますか。時間かかるようだったら結構です。いずれにせよ、当然宿泊人数が増えたらごみの量は増えているというふうに理解をしています。事業系のごみというのはトマムリゾートのごみというふうに考えられるということですね。今、475tと259tですからほぼ1/3以上がリゾートのごみによって埋め立て地が使われているという現状を今お示しいたきました。

続きまして、この家庭ごみの処理サービスについてお伺いしたいと思います。ごみ減量化対策推進委員会の提言によりますと、ごみの分別の徹底とリサイクル率の向上の説明に有料化、しかも資源ごみよりも高い金額で検討という文言が入っております。一般ごみというのは生活するのにあたりどうしても出る家庭ごみです。これは本当に住民の暮らしに直結するもので、生活していれば当然出てくるものです。特に子育て世代ではたかさんの一般ごみが出てしまう。これはどうしてもしょうがないことです。

家庭ごみの処理サービスは、一般的に公共財という性質を持っています。その費用は原則と

して市町村の税金で賄って行うということになっています。ただ、全国的には、有料化が進んでいる現状にはあります。北海道はその中でも国が進める有料化の優等生ということで、96.5%と進んでいる地域ですけれども、全国的に見ると、まだ42.1%で半数以上が無料の地域になっているんですね。これは大雑把な数字ではありますけれども、資源ごみだとか可燃ごみだとか、その地域によってごみの種類が違いますので。ただ、全国的に見るとごみの有料化というのは進んではいるものの、まだ全体は有料化されているということはないということがデータから分かっているところであります。

改めてこの家庭から出るごみ、生活してどうしても出るごみの有料化について村長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみの有料化につきましては、あくまで効率的に減量化を進めるための検討材料の一つでございます。議員おっしゃるとおり、まずは住民周知をしっかりと行き、きちんと減量化を進めることが第一であると考えております。安易に有料化を進めることはございません。

ごみの有料化については、一般廃棄物処理にかかる現状把握と課題の整理を行いながら検討を進めることが大切であると考えております。決して有料化することが目的ではありません。まずは、分別に対する意識改革が必要です。ごみの分別、減量化の取組みの重要性について周知をして、理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の村長の答弁の中でお答えいただきましたけれども、これはあくまでも減量化、リサイクル率向上のための有料化の検討ということでした。であるならば、なお

さらうちの占冠村は1500名の小さな村ですから、都市部と違って行政と住民の距離が近い、コミュニケーションが可能な地域です。村民的な感覚からいくと、変なごみを出すとごみ収集車のおじさんに怒られると、それが分かってしまう。あそこのごみはこういうごみだなということを把握されてしまうというような状況です。

こういうことであるならば、しっかりと事情を説明して、細かな分別を具体的に示した上で、行政が本気で取り組めば住民は十分に応えるんじゃないかな、というふうに思っています。村長は住民との対話を重要視すると常々おっしゃっています。このことについて村長にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみの有料化については、手数料を上乗せせずに現在、分別袋を使用者に購入をお願いしています。これについては有料化に該当しないということで、現在、びん・缶の収集のいわゆる有料化には該当しないこととなります。一般ごみについてはそういった制限というか、ごみ袋の制限がない中で収集をされておりまして、そういったところで一般ごみについてもその資源ごみとの格差を付けることによって一般ごみの分別がより進むんじゃないのかというのが委員会の提言でございまして、それらを含めて、議員が言われるように、そういったトラブルもなく収集がされるというような方法を考えていくことは必要だろうというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そもそも、ごみの有料化がイコール減量化に即つながるかというところにも疑問があるんですね。考えてみますと今、空き缶のごみ袋は現在21.58円なんですね1枚。一体その一般ごみに出すごみ袋はいくらだったらごみ袋に、こっちに出すんだったら高い

からこっちに分けようと思うんだろうと。25円だったらそう思うのか、50円だったらそう思うのか。例えば、一般ごみが有料で資源ごみの袋がタダであればそれはそういうふうに進むと思うんですね。でも、一律に全部有料化してしまう、もしくは一律に全部無料化であるという中で本当に減量化が進むのか、ということは疑問があります。

住民は放っておいたら分別しないだろう、ということではなくて住民は分別してくれるだろう、してもらえるだろうという性善説に基づいた施策を作っていくことが大事じゃないかなと思うんですけども、そもそもごみの減量化になるのかというところを検討いただいているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 一般ごみの組成調査をしたところ、かなりの量の資源ごみが混入をしていたということに基づきまして、委員会でもそれをどう資源ごみに回すのがいいのかという分別方法をいろいろ議論されたと聞いております。その中で、一部その袋の値段を変えてやるという方法もありますし、料金については最終手段だと、その前にまず分別意識、分別の方法、それからどういった分別ができるといったしおり等いろいろなものを配布するとか、いろいろな集まりの中でごみをどう処理するということの、例えばふるさと祭りあたりでそういった分別についていろいろと知ってもらおうとか。

既に村ではごみの説明会といった試みもスタートさせていただいております。そういった中でなんとんでも、ごみ廃棄に関わる意識の持ち方について、再度いろいろな方法で周知をしながら理解を求めていくというのが一番先決なのかなというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、リサイクルの話も

出ましたけれども、ちょうど3年前、徳島の上勝町、葉っぱビジネスで有名な町ですけれども、ここでやっているくるくるショップということの導入を私から一般質問で提案をさせていただいたんですね。これは、一般ごみと同様に埋め立てに多大な影響を与える粗大ごみをいかに減らしていくかという取組みを村でやったらどうかということで提案を差し上げました。

平成25年の広域の分担処理基本計画の中に、ごみ減量化の取組みという項目があります。これには富良野市と上富良野町が非常に取組みを進めているという記載がありまして、上富良野町は3Rに基づいて、それぞれ取組みをたくさんしているんですね。この3年間、村ではどのようなリサイクルの施策が行われたか、それが十分浸透しているのでしょうかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） リサイクルの取組みについてでございますけれども、平成28年10月より古着等のリサイクル回収がスタートしています。スタートから間もない取組みですが、徐々に回収が行われております。今後も周知を行い、回収に努めてまいりたいと考えております。

また、平成28年3月に2回、同年9月に1回、29年3月に1回の計4回、物産館でフリーマーケットを開催しております。合計で述べ約340名の参加をいただいております。新たなリサイクル施策については、今後の計画策定に従い取り進めていく予定としておりますけれども、リサイクルのほか、リデュース、リユースの3Rを通じたごみの減量化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 広域分担処理計画の中に、ごみの原単位、ごみの一日1人あたりの量という項目があるんですね。占冠村は1372gと

いうふうになっていて、他の富良野から南富良野529gから739gの間なのでほぼ倍以上の量というふうになっています。提言書の中では、この目標設定を道の基準の500以下とすると設定をされているんですけども、原単位が今1372gという数字で平成25年に出ているというのは、どういう理由かお分かりになりますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 正確な数値についてはちょっと押さえておりませんが、概ね数値が高いのは、パッカー車で集めている数値を元にリゾートのごみも入れて村民一人あたりの平均値にするものですから数値としては高くなっているということになります。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そのあたりのところも、先ほどトラックスケールがないので正確な量がわからないというような話もありましたよね。ごみを調査してみたらこのくらい混じってしまっていたというのがありますよね。現状のデータの把握っていうのがやっぱり不足しているように思うんですね。このごみ原単位もそうですよね。1372gはリゾートも入っているからでしょうけれども、500gを目標にしたときに、それを達成するにはどうしたら達成したと言えるのか、現状では調査できないということになってきますよね。だからまずは、現状把握するにあたってそういったいろいろなことが必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、そのあたりの把握の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の件でございますけれども、委員会においてもやはり正確な数値の押さえが必要だろうということで、トラックスケールを当然早期に設置すべきであるご提言をいただいておりますし、できれば破砕機等も入れて、小さくして処理をするといっ

たこともご提言をいただいておりますので、村としてはトラックスケール等については早い時期に予算措置できればしたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 有料化は最後の手段だというふうに村長の答弁がありましたけれども、有料化をした場合の試算、どのくらい行政側に収入があつて、ごみ処理に関わる費用にどのくらいあてるつもりなのか。また、影響が大きい一般的な子育て家庭の負担がどのくらい増えるのか試算しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この処理に関わつてごみ袋に対して最終処分場拡張の費用を上乗せしたり、ごみに要する経費を上乗せする予定はございません。したがって、一般家庭の負担等について特に試算したものはございません。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 行政で試算がないということですので、試算してみたんですけれども、現状の今の提言から出ている21.58円の空き缶のごみ袋でも高い設定で試算をすると、1枚30円くらいの試算で、1回で2袋出すとします。週に2回出す。これが年で52週ありますので、単価が30円の場合は6240円。単価が50円になりますと、単価50円というのは占冠では高いと思いますが、全国的にはそんなに高い数字ではないんですね、1万400円というような金額になっています。

塵も積もればということですから日々出るごみの経費が非常にかかってくると。今、国保のお金も上がって、昨日JR北海道も運賃を上げるという報道もありましたね。定期券も上がるでしょう。ますます住民の生活に負担が増えてくるというふうに思うんですけれども、この6千円から1万円上がるということについて、村長、有

料化した場合どのようにお考えか、どのような感想かお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村民負担の件についてご質問されたかなというふうに思いますけれども、一般ごみのごみ袋を買っていただくというのは基本的には有料化には該当しませんと、法律上はですね。ただ、議員ご指摘のように今、生ごみで32円40銭、ペットボトルで21円58銭の値段で買っていておりますから、これが試算のようになると、こうした指定袋に仮にしたとしても、手数料として村がそれにオンして、収入を得ることはないというふうに考えております。

今、ごみ処理場の補助金でそういった整備をしようとする、指定袋の使用が前提になるという基準になっておまして、そういったお願いをする、分別袋の購入についてはお願いする可能性はあろうかというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 手数料をオンされると有料化、オンされていないと有料化じゃないよというのは行政的にはよく分かります。ただ、住民的には袋を買わなきゃならない時点でそれは有料化されたというふうに理解してしまう。生活の中ではしてしまうものなんだというふうに思います。ですのでそのあたり村民の感情も含めて、最終手段だというふうに仰いましたが、慎重に検討していただきたいというふうに思います。

うちの村の大きな問題としては、先ほど冒頭でありました1/3がリゾートのごみだと、これは管内の市町村の中でも特殊です。次の質問に移っていきたくと思いますが、リゾートが雇用を村に生み、経済循環を生むと、村長の方針の中にもやはり農業・林業と好循環を作っていくということ、リゾートは非常に大切な産業で

はありますけれども、一方で水の問題、下水の問題、救急の問題、そしてこのごみ問題と多様な問題が発生しております。リゾートでごみが増えることで、埋め立て地がどんどん少なくなっていく、村民も心配しているとそういった状況。そして有料化、ごみ袋の購入に進むような事態になったらどうだろうかというふうに思います。

やはり、冒頭申し上げた公共財としてのごみ、事業者としてももちろん当然出るごみというのは事業にとってはそういった側面もあるかもしれないですが、暮らしの中で出るごみと利益を生むために出るごみ、これは明確に区別をしていく必要があると。まずはそこを区別することが重要な施策になっていくんじゃないかなというふうに思いますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） リゾートにつきましては、議員おっしゃるとおり、多くのプラス面がある一方で、さまざまな諸問題も生じているものと認識しております。ごみに関する問題についても、リゾートとの定期協議などを通じて減量化に向けた取組みを求めていくと共に、対応策について協議をしてまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、現在は、収集運搬についてはリゾート負担、最終処分場を村が使わせているという現状になっておりまして、こういったことから一定の費用負担等については協議を通じて理解を求められればなということでは現在は考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 廃棄物処理法の第3条、事業者の責務というところでは、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなくてはならない、という

ふうになっております。ただ、市町村としては、地域の活性化のため等でそこをすべて負担させることなく市町村もそれをフォローしていつているという現状にあると思います。

その中で、当該廃棄物に関する事業者の出す当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成ということ、市町村長は指示することができるんですね。これは多くの市町村で減量の計画書を作って提出させてくださいということで進めているわけですが、これについて村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 一般廃棄物の処理基本計画につきましては、村が計画を立てるということで、今、提言書の中でも言われておりましたけれども、今後取り組まなければならない大きなテーマはごみの減量化であるというふうに思います。有料化を一般廃棄物処理基本計画に反映するか否かは現在、計画を策定中ですので明言はできませんけれども、一般ごみの有料化は選択肢の一つであります。まず、一人一人がきちんと分別をすることが大切というふうに考えておりますので、分別するのが面倒だからではなくて、みんなが暮らす良い環境になるよう、ごみの適切な取扱いをそれぞれにお願いをしていくということでございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっと質問の意図が伝わらなかったみたいなんですけれども、市町村長は事業者に対して一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができるんですね。これは廃棄物処理法の6条の5になるんですけれども、多くの市町村で大きな事業者に関しては計画書を作って提出してくださいというふうにしているということですが、うちの村ではまず、これをしているかしていないかということと、していない場合はどういうふうにお考

えかということをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 答え方が悪かったようではございますけれども、うちではリゾートにそういった提出をさせていないということで、村が基本計画を作って、それでリゾートにそれぞれにそういったごみの適切な取扱いについてお願いをします、ということをお伝えしたかったということです。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 基本計画の中でももちろんそういう方向性があるということはいいんですけれども、さらにある程度強制力を市町村は持っているんだと、計画をちゃんと作ってそれを履行させるっていう強制力があるっていうことを伝えたかったんですね。

家庭系のごみと事業系のごみというのは、例えば、家庭系のごみの有料化は岩手県は3%なんです。北海道は89.2%なのに岩手はたった3%です。宮城は5.7%。有料化が全然進んでないのかなと思って調べますと、事業系のごみに関して北海道は93.2%、岩手と宮城は2つとも97%なんです。この両県はしっかりと事業系のごみを有料化しているということです。北海道は両方とも有料化しているんですけれども、どちらかという和家庭系のごみのほうの有料化が進んでいるのかなとそういった印象です。

もちろん小規模事業者、零細事業者がうちの村は多いですから、そこまで有料化していくことは非常に難しいし、経営にも直結してくるかなというふうには思います。ただ、この家庭系と事業系をどのようにして分けていくか。有料化するかしらないか別にして、有料化するにしても、事業系のごみと家庭系のごみをしっかり分けた中で事業系のごみの単価は高い、家庭系のごみは安い。もしくは家庭には年間ごみ袋を無料で130枚とか配布するといったような市町

村もあります。配布することでその分は無料になるという考え方ですね。そのへんの事業系と家庭系のごみの分けについての村長の考えお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 家庭系と事業系のごみの捉え方でございますけれども、富良野市においても小規模店や事業所兼住宅などについては家庭ごみとして排出をしているということで大変グレーな取扱いになっているというのは現実のようでございます。占冠におきましては、大規模リゾート、トマムリゾートについてどう考えるのかというのが議員のご指摘の点だと思います。先ほども申し上げましたとおり、収集・運搬についてはリゾートが負担をし、処理場を使わせているということになっています。これらの資源ごみと一般ごみの分別をよりきちんともらうっていうのが1つ。

それからリゾートとも定期協議でごみの議論をさせていただいております。地域によっては星野リゾートもたくさん施設を持っていて、自らごみを処理しなければならない地域もあるようございます。そういった観点から一定の有料化に関わる費用負担というのはあり得るのかなということで、設備投資に金を出すということはないけれども、運営に関わるものであれば費用負担はあり得るんじゃないでしょうかというのが星野さんの見解です。ただここは詰まった話ではございませんので、事務レベルの定期協議の中のごみに対する議論の1つということでご理解いただければと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） いずれにせよ、冒頭申し上げてデータを示していただいたとおり1/3がリゾートのごみであるということは、厳然たる事実ですので、事業系、リゾート系といったほうがいいのかもれないですね、のごみと家庭系の

ごみの分け、これは有料化をする、しない、どちらかを有料化をするにしてもここをしっかりとしていくと。全国でいろいろな事例があって、いろいろな方法で行われていると思います。そのあたりぜひ検討いただいて、事業系と家庭系のごみの分けを、今後進めていただきたいというふうに思いますが、再度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 事業系のごみに対する考え方ということで、事業系ごみの事業者の減量化計画はないようでございますけれども、ぜひ事業系ごみの減量化計画についても村のごみ処理対策の全体の中で検討をしてみたいというふうに思います。その中で対処したいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 最後の質問で、一般廃棄物の処理基本計画の策定について、先ほど村長の答弁にもありましたので、埋め立て地の嵩増しを例えばしてもせいぜい何年になるんでしょう、10年ぐらいしかもたないのか、そのあたりの試算はあると思うんですけれども、実は、今年の3月の上富良野町の議会で広域のごみ処理の議論がありました。これは北條議員の一般質問ですけども、今、占冠村からは上富良野クリーンセンターにはごみは行ってないです。南富良野町は、年間405tの可燃ごみを上富良野町のクリーンセンターに送って焼却して、その残滓は上富良野町の処分場に40t埋め立てられているという現状があります。上富良野クリーンセンターは平成11年から19年稼働している。

北條議員の質問によりますと、平成42年までの稼働を目指しているという、これは向山町長の答弁でした。12年後、これから12年間は上富良野クリーンセンターやります。じゃあその後どうするんだと、新設するのか、っていう質問があったんですね。町長は、今試算すると26億

5千万くらいかかると。これはとても一つの町で考えられることではないので、新たな整備につきましても、広域での協議を踏まえながら建設ということを言われているんですね。

占冠村でも、今後埋め立て地の嵩上げ、もしくは他の埋め立て地を探すということもありますけれども、可燃ごみを上富良野のクリーンセンターで燃やすということも一つの選択肢になってくると思います。そうするとここ数年の間に広域の中で話し合いをした中でやっていくタイミングが今きているというふうに思うんですけれども、広域の中でそういった話し合いも進められるのかどうか、村長の考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 広域を通じて、ごみ処理、現在は分担処理ということでそれぞれの持つ施設でやっているわけでございますが、今議員ご質問のとおり、上富良野に富良野市の衛生ごみと南富の可燃ごみが運ばれて焼却をされているということでお伺いしております。私も上富良野の耐用年数もお聞きをしました。こういった焼却処分についても、本村もやはり焼却処分をしなければいずれは埋め立て地についてはちょっと難しくなってくるだろうということは考えておまして、今の5市町村のごみ処理についてそれぞれ皆さん違うんですね。資源ごみ、富良野市はあくまで資源ごみを中心とした処理の仕方、あと他は焼却、埋め立てという形になっています。

私もこれは正式な話にはなっておりませんが、関係首長さんには、ぜひこの広域での焼却施設について議論することをテーブルに載せていただけないでしょうかということをお願いしております。富良野市の体制が今変わったばかりということもありますし、基本的に4町村と富良野市のごみ処理の仕方が違うものです

から、これが5市町村でできるのか、4町村になってしまうのかという、そのちょっと難しい面もありますけれども、いずれにしても上富良野の状況もそういった、議員言われるとおりでございますので、将来的にそういったことを念頭に、まずテーブルに上げて、圏域のごみ処理をしようという議論は私も始めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。発言を許します。  
4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっと気温の関係で特に今日は声が出ないので聞き辛いところありますけどもご了承ください。質問第1問目。これからの行政運営についてということで、3月20日の道新富良野版に載った富良野定例市議会における能登市長の退任発言で「将来、現在の市町村での行政運営は難しくなり、合併につながる状況が必ず生まれてくるように感じる」と述べた内容にたいへん衝撃を受けました。この発言を村長はどのように感じますか、まずお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。当該記事につきましては、前富良野市長が感じていらしたことであって、私は必ずしもそのように感じておりません。広域連合は合併を進めるためのものではなく、むしろ事務事業の集約化・合理化を図ることで各市町村の独立を維持する手段として選択されたものと考えております。今後も広域連合の利点を最大限活かしつつ、自主自立の道を選択してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に2番目の質問でございますが、この発言は富良野地方5市町村のあり方について触れられたものです。それも「必ず」と言って断定口調で述べられています。対象は上・中・南富良野と占冠の4町村です。行政運営が難しくなり、富良野市と合併しなければならなくなるという状況は、どのような状況を想定しますか。お考えがありましたらお答え願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 広域連合の構成町村において、4町村において、自ら進んで合併に向けた取組みを進める方針を有する町村はないと認識をしております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 同じような内容でございますのでご答弁願います。新市長も選挙公約で合併を目指すという新聞で述べています。富良野市との合併について村長の考え方を伺いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 新市長の所信表明には、合併について触れられておりませんでした。先ほども申し上げたとおり、広域連合の構成町村において自ら進んで合併に向けた取組みを進める方針を有する町村はないものと認識しておりまして、本村も同様でございます。これからも自立の道を進めるよう持続可能な地域づくりに向けて、種々の施策を検討、推進してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これに関してもう1点だけ、4番目として、広域連合については、「市町村合併の前段の土壌づくりとしての形を選択し、進めてきました」と述べられております。富良野市が合併を狙い、設立されたことが

明らかにされました。当初の設立目的を行政事務の簡素・効率化と主張してきた広域連合ですが、合併を最終目的とすることが明確にされた以上、構成自治体の対応と考え方に温度差が出てくることを危惧します。村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 広域連合に関しましても、共通的な事務の集約による経費の節減と、広域的な行政課題を相互的に展開することにより、富良野圏域における行政サービスの向上を図るべき役割を担うものであって、決して合併を前提としたものではないというふうに考えております。この認識は広域連合の構成町村も同様と考えられますので、関係町村とも連携しながら広域連合のメリットを最大限に生かす運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 広域連合について一言だけ、当初富良野では合併を目指すということが明らかにされ、連合設立当時問題になった経緯がございます。今でもそういう考え方に依存しておりますので、これについて村長はどのように考えられているか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 当初、広域連合を設立する際に、私の記憶ですが、私も担当しております、占冠村で関係市町村長・議長副議長会議というのがもたれました。その折に富良野市の考え方として、将来、合併をすることも視野に入れてということとその当時話がされた中で、4町村においては首長、それから議長、副議長すべての方々がその考え方には賛同はできないということで意思表示をされたと、私は10年ほど前ですけども記憶しております。

そういったことからして、富良野市の中では

そういった議論はあったというふうには認識しておりますけれども、現状において広域連合の事務の効率化や見直し、それから新たな連携ということが図られることは可能性としてありますけれども、そういった合併を前提にするという考え方は現状ないというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 合併の問題はこの程度にしまして、5番目でございますが、少子高齢化を迎えるこれからの行政を適正で持続的に運営するためにも財政が特に重視されます。基金が枯渇することがあつてはならないと思います。無駄な支出には特に留意するよう定例会でも繰り返し主張してきました。占冠村の自立を続けるために必要なことだと思えます。村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 3月定例会においても、以前から議員にこの件に関しましては、多くご質問をされているというふうに認識しております。常に答弁させていただいておりますとおり、平成17年に本村が自立を選択して以来、健全で持続可能な財政運営を目指し、歳入では一般財源の劇的な増加が見込めない中で、有利な起債、補助金を利用しながら、歳出では経費の節減・削減と事業の見直しを行いながら、村の負担が少ない方法を検討して取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、今後も持続的な行政運営をするために、適正な財政管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは次に質問2番目のメープルシロップの事業の今後について伺います。森林が94%を占める占冠村では、森林林業を基幹産業としていかなければ、産業の伸展はないと思います。林業六次化の取

組みの一環として「メープルシロップ事業」にかける期待は大きいものがあります。この事業が終了したということで前年度500万円の農林業費国庫負担補助金が0になり、林業振興費の村の木活用事業委託料も減額され98万となりました。この事業に関する評価を村長に伺います。

また、この事業に関する今後の方針と村の対応についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） メープルシロップの製造販売については、担当職員や製造を委託業者の努力によりまして、多くのマスコミに取り上げられるなど占冠村の特産品として知名度は徐々に高まってきております。

一方、国からの交付金は平成29年度をもって終了いたしました。助成のありました3年間で樹液採取のノウハウや、樹液を煮詰めるための釜やびん詰め施設などの必要な施設は概ね整備が終了しており、今後の製造につきましては十分対応できると考えております。したがって、村としては、採取地の整備や販売促進の支援を行いながら、引き続き取組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 1点だけ村長の考え方を伺います。自立していく可能性はいかがですか。これをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） メープルシロップの事業につきまして、平成29年度でメープルシロップのアイスクリーム販売がJR北海道の札幌一函館間で車内販売が始まっております。また、製品につきましても道の駅、村内商店での販売を既に始めたところでございます。平成30年度、メープルビネガーという飲む酢ですけれども、これの販売の計画をしております。こういったことから、自立させるための研修費等を見なが

ら、今後の自立に向けた支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この事業も大変な事業だと思います。冬期間採取しなきゃならんと。今までは助成金があったからそれぞれできたんですけども、これから助成金がなくなったら、原液を採取する事業体に力がないのではないかと、そういうことが心配されるわけです。現に事業者もそのへん心配しているところです。そのへんをどのようにこれから続けていくか。確かにアイスクリームだとかいろいろな販売経路も分かるんですけども、実際に原液取ってメープルシロップを作るまでの段階の職員費については相当かかると思うんですけど、そのへんどういうふうに考えているものか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員おっしゃるとおり、一つの事業化メープルシロップだけの事業化だけではなかなか一事業体としての存続、発展が難しいのは分かるわけですけども、六次産業化の中でさまざまな捉え方をしております。そういった事業体でどういったものと複合させていくことが良いのかとか、もっと様々な商業ベースにのれるものにしていくのが良いのか。まだまだ検討課題は多いと思います。

ただ、現行、生産量が5千円のもので500本、1千円のもので300本程度の生産量でございますので、ご指摘のとおり、それだけで一人で生活できるのかというほどの状況にはないというふうにも思いますので、今後そういった複合的に林業の中でできるものがあれば、取り混ぜながら一つの産業として可能性を探っていききたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） こういう事業は非常

にアイディア的にも大変よろしいと思うんですけども、わずかに冬期間2、3カ月のことで年間続かないから必ず何かの事業と一緒にやらなければ企業は成り立たないんですよ。だからせめて原液を取ってきてびん詰めしてその部分で売る採算性はどうか。それだけでも合えば他の事業と絡めてその企業体は年間を通して成り立つと思うんですね。そのへんの計画というか予定はしっかりできているのか。それによっては将来メープルシロップ事業が成功するのか、しないのかがはっきり分かると思うんですね。そのへんはいかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状、この事業について、本年度自立に向けた研修、あるいは営業を含めてさまざまな検討を重ねている段階で、私のところまではこうしたいという方向性についていただいているわけではございませんが、議員おっしゃるとおり、複合的な方法なりいろいろな方策があるかと思しますので、そのへんも含めて事業者、事業体とも協議しながらぜひ一つの産業として成り立つような方向性を見つけていきたいものだというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に質問3番目の保育所建設場所の選定ですが、これにつきましては、先ほど大谷議員がいろいろとやりまして、一番先に議長から報告あったとおりでありますのでこれについては質問をやめます。以上で私の質問を終わります。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 承認第1号から日程第12 承認第9号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、

専決処分につき承認を求めることについての件から日程第12、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件までの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号から承認第3号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、要旨1ページでご説明を申し上げます。占冠村税条例の一部を改正する条例でございます。改正理由は、地方税法等の一部改正に伴い、占冠村税条例の一部を改正するもので、要旨（1）内容ですが、法人村民税の申告納付に係る規定の改正で、内国法人が外国関係会社に係る所得の課税の特例を見直すもので、内国法人が合算課税の適用を受ける場合に外国関係会社に対して課された我が国の所得税等地方法人税及び法人住民税の額のうち、合算対象とされた所得に対応する額のうち、その内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を法人住民税の額から控除するとするものでございます。

（2）としまして、地域決定型地方税制特例措置によります固定資産の特例率について条例で定める割合を見直すもので、水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る設備について、取得期間を2年間延長しまして、特例割合を1/2とするものと、再生可能エネルギー発電設備に関する固定資産の特例について、取得期間をこれも2年間延長し、特例の割合を表に記載しているとおりとするものでございます。なお、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出規制施

設に係る特例措置は廃止となります。

その他、条項のずれなど必要な規定の整備を行うものでございます。施行期日は平成30年4月1日からとすることとしております。

続きまして議案書7ページの承認第2号でございませう。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございませう。

要旨の3ページ、こちらでご説明申し上げます。占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございませう。改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の改正及び軽減判定所得の見直しのため、本条例の一部を改正するものでございませう。

内容につきましては、医療給費分に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものと、低所得者に係る軽減判定所得の見直しにより国民健康保険税5割軽減、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減基準について表のとおり引き上げるもので、5割軽減対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、2割軽減対象となる世帯の所得判定基準については、49万円から50万円に引き上げるものでございませう。

その他、国民健康保険の都道府県化に伴う規定の整備を行うものです。施行期日は平成30年4月からとしまして、平成30年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。本件は

緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございませう。

12ページの専決処分書でご説明いたします。内容は、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第10号で歳入歳出それぞれ6550万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ24億9640万円とするものと、地方債の変更1件でございませう。

19ページ、事項別明細書において歳入からご説明を申し上げます。1款、1項、村民税において1目、個人は現年課税分の所得割545万円、滞納繰越分で14万円の増額。2目、法人は現年課税分の法人税割で1641万円の増額、滞納繰越分で2万5千円の増額でございませう。

1款、2項、固定資産税において、2目、固定資産税は償却資産87万5千円の減額、滞納繰越分で19万5千円の増額です。

1款、3項、軽自動車税において、1目、軽自動車税は現年課税分9万1千円の減額、滞納繰越分は6千円の増額です。

1款、4項、村たばこ税において、1目、村たばこ税は旧3級品外21万円、旧3級品8万円の減額でございませう。

2款、1項、地方揮発油譲与税は地方揮発油譲与税25万7千円の減額。

20ページをお願いいたします。2款、2項、自動車重量譲与税は1目、自動車重量譲与税111万4千円の増額。

3款、1項、利子割交付金は、1目、利子割交付金5万5千円の減額。

4款、1項、配当割交付金は1目、配当割交付金で5万円の増額。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は、1目、株式等譲渡所得割交付金20万6千円の増額。

6款、1項、地方消費税交付金は、1目、地方消費税交付金189万3千円の減額。

8款、1項、自動車取得税交付金は、1目、自動車取得税交付金363万5千円の増額。

21ページをお願いいたします。10款、1項、地方交付税は1目、地方交付税で特別交付税の確定に伴いまして1509万8千円の増額でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は1千円の減額。

12款、1項、負担金は1目、教育費負担金で日本体育・学校健康センター負担金、小学校分で9千円、中学校分4千円の減額でございます。

13款、1項、使用料において、1目、総務使用料は住民センター使用料で1千円の減額、占冠地域交流館使用料1万1千円の増額、地域情報通信基盤施設使用料51万2千円の増額。2目、民生使用料は保育料6万5千円の減額。5目、農林業使用料はレクリエーションの森使用料1千円の減額、有害獣処理加工施設使用料12万5千円の増額です。7目、土木使用料は村営住宅使用料442万5千円の増額、村営住宅使用料滞納繰越分で32万5千円の増額です。

22ページになります。13款、2項、手数料において、1目、総務手数料は臨時運行許可申請手数料9千円の増額、諸証明手数料20万5千円の増額、督促手数料1千円の減額でございます。3目、農林業手数料は現況証明手数料で2千円の増額。

14款、1項、国庫負担金におきまして1目、民生費国庫負担金は、国保基盤安定国庫負担金11万4千円の増額、未熟児療育医療費国庫負担金5万2千円の減額、障害者医療費国庫負担金1万5千円の減額、低所得者保険料軽減負担金（国庫）4千円の増額。児童手当国庫負担金85万2千円の減額、子どものための教育・保育給付費国庫負担金445万9千円の減額、子ども・子育て支援交付金74万3千円の増額でございます。

14款、2項、国庫補助金におきまして1目、

総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金24万3千円の増額、地方創生推進交付金9万2千円の減額。2目、民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金6万6千円の増額。3目、衛生費国庫補助金はがん検診推進事業補助金2千円の減額。6目、教育費国庫補助金はへき地児童生徒援助費国庫補助金1万2千円の減額。

23ページをお願いいたします。14款、3項、委託金において1目、総務費委託金は外国人登録事務委託金7万5千円の増額、衆議院議員選挙委託金25万7千円の減額。2目、民生費委託金は国民年金事務委託金40万円の増額、特別児童扶養手当事務取扱交付金4千円の増額。3目、教育費委託金は少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金25万円の減額です。

15款、1項、道負担金におきまして1目、民生費道負担金は国保基盤安定道負担金18万1千円の減額、未熟児養育医療費道負担金7万5千円の減額、低所得者保険料軽減負担金（道）2千円の増額。児童手当道負担金19万8千円の減額、子どものための教育・保育給付費道負担金223万円の減額、子ども・子育て支援道費交付金59万4千円の増額。2目、保険基盤安定拠出金は23万7千円の減額でございます。

24ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金において1目、総務費道補助金は土地利用対策道補助金4千円、地域づくり総合交付金21万円の減額。2目、民生費道補助金は市町村地域生活支援事業費道補助金1万5千円の減額でございます。3目、衛生費道補助金は重度心身障害者医療給付事業費道補助金26万1千円の減額、ひとり親家庭等医療給付事業費道補助金1万8千円の減額、子育て支援医療助成事業費道補助金73万7千円の増額です。4目、農林業費道補助金は農業委員会活動促進事業道補助

金17万5千円の増額、環境保全型農業直接支援対策事業道補助金5千円の増額。未来へつなぐ森づくり推進事業道補助金11万円の減額、村有林保育事業道補助金295万7千円の減額、地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策事業）として2万円の減額でございます。

15款、3項、委託金において1目、総務費委託金は道民税徴収取扱費交付金5千円の増額、人口動態調査事務委託金1千円の増額、商業統計調査委託金2万円の減額、就業構造基本調査委託金11万9千円の減額。2目、農林業費委託金は家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金3万7千円の増額でございます。

25ページをお願いいたします。16款、1項、財産運用収入において1目、財産貸付収入は村有地等貸付料1万1千円の増額、教員住宅貸付料19万4千円の増額、村有住宅貸付料21万6千円の増額、民間賃貸共同住宅等貸付料等105万6千円の減額、地域振興住宅貸付料916万9千円の増額、地域振興住宅（楓A）共益費160万1千円の増額。地域振興住宅貸付料滞納繰越分49万6千円の増額です。2目、利子及び配当金は財政調整基金利子19万2千円、農業振興基金利子3千円、福祉基金利子1万7千円の減額でございます。

16款、2項、財産売払収入におきまして1目、不動産売払収入は土地建物売払収入54万7千円の増額。間伐材売払収入288万2千円の減額、立木売払収入1万4千円の減額、道路支障木売払収入15万円の増額でございます。3目、生産物売払収入は木炭売払収入39万5千円の減額。

17款、1項、寄附金におきまして3目、ふるさと寄附金はふるさと寄附金で61万円の減額。4目、教育費寄附金は奨学資金寄附金で10万円の増額。5目、民生費寄附金は福祉事業寄附金3万円の増額。6目、総務費寄附金は平和体験学習寄附金100万円の増額でございます。

26ページになります。18款、1項、繰入金において、1目、財政調整基金繰入金は7611万1千円の減額。4目、農業振興費基金繰入金は597万7千円の減額。8目、減債基金繰入金は2万円の減額でございます。

19款、1項、繰越金におきまして1目、繰越金は前年度繰越金5万5千円の増額。

20款、1項、延滞金、加算金及び過料において1目、延滞金は104万9千円の増額でございます。

20款、3項、貸付金元利収入において3目、特殊林産物振興資金貸付金収入は15万円の増額。7目、奨学資金貸付金収入は現年度分348万4千円の減額、滞納繰越分82万2千円の増額でございます。

20款、4項、受託事業収入において1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は7万1千円の減額。

27ページです。20款、5項、雑入において1目、雑入は地域情報通信基盤施設修繕代金12万8千円、老人クラブ連合会等運転業務負担金1万5千円、人権啓発活動事業費20万5千円、地域交流館電気料14万円の減額。災害共済金8万5千円の増額。旧友桐荘入居者光熱水費11万3千円の減額。重度心身障害者等医療給付費戻入12万6千円の増額。子育て支援医療給付費戻入1万円、ひとり親家庭等医療給付費戻入1万円の減額。農地航空写真等使用料2千円の増額。保健事業検診受診料31万円、後期高齢者歯科検診受診事業補助金9万2千円の減額。入猟承認料27万8千円の増額。市町村振興協会市町村交付金9万5千円の減額。すこやか推進事業費補助金5万円の増額。長寿健康増進事業費補助金42万2千円、地域観光活性化促進事業助成金100万円、コミュニティプラザ窓ガラス修繕保険料20万円の減額。樹海ロード広域連携協議会の解散に伴う繰越金の分配金54万2千円、市町村職

員研修センター研修受講助成金2万円、人材育成等事業費助成金20万円の増額でございます。

21款、1項、村債におきまして1目、総務債は過疎対策事業債（過疎地域自立促進事業分）で380万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。28ページをお願いいたします。歳出につきましても主に執行残の減額と歳入の確定による財源振替などを行っております。

2款、1項、総務管理費におきまして1目、一般管理費は社会保険料等175万円、特別旅費53万円、住宅使用料98万円の減額。平和の村基金積立金100万円の増額でございます。4目、財産管理費は森林管理署住宅使用料33万2千円、財政調整基金利子19万2千円の減額。5目、総合センター管理費は臨時雇上賃金4万4千円、総合センター清掃賃金57万4千円、修繕料41万5千円の減額。7目、企画費は講師等謝礼30万円、寄附者贈呈品30万円、消耗品費30万円、通信運搬費50万円、広告料10万円、鶴川水質管理調査委託料10万円、顧問弁護士委託料160万円、地域おこし協力隊自動車リース料30万円、自治体セキュリティクラウド使用料50万円、富良野広域連合負担金420万円、廃屋除去事業補助金30万円、住民活動推進事業30万円、環境保全と観光振興基金積立金88万6千円の減額でございます。

2款、1項、11目、諸費、12目、地域交通運送費は財源振替でございます。

2款、2項、徴税費におきまして2目、賦課徴収費は公用車リース料20万5千円、過誤納還付金46万5千円の減額。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費におきまして1目、戸籍住民基本台帳費、2款、4項、選挙費、6目、衆議院議員選挙費は財源振替でございます。

2款、5項、統計調査費で1目、統計調査総務費は調査員等報酬9万円、一般職手当1万円、

普通旅費1万1千円、消耗品費2万3千円、燃料費2千円、通信運搬費3千円の減額でございます。

30ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費におきまして1目、社会福祉総務費は障害者通所交通費補助金3万2千円の減額、富良野地区保護司会占冠支部補助金3万3千円の減額。低所得利用者補助金7万8千円の増額。じん臓機能障がい者通院交通費補助金13万円、介護職員初任者研修受講支援事業補助金19万1千円、小規模多機能型居宅介護施設利用者負担助成金30万1千円の減額。補装具6万2千円の増額。地域生活支援事業（日常生活用具）17万8千円の減額、重度心身障害者タクシー利用助成4万3千円、障害者自立支援給付費58万4千円、障害者医療費76万7千円の減額。福祉基金積立金4003万円の増額。国保会計繰出金820万円、介護保険会計繰出金940万円の減額でございます。2目、老人福祉費及び3目、国民年金費は財源振替。

3款、2項、児童福祉費におきまして1目、児童福祉総務費は児童手当124万5千円の減額、障害児通所給付費12万3千円の減額。2目、保育所費は臨時雇上賃金70万円の減額でございます。

31ページになります。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は臨時雇上賃金18万円、費用弁償3万円、普通旅費9万円、妊婦健診委託料70万円、診療所会計繰出金1210万円、水道会計繰出金70万円の減額でございます。2目、予防費は消耗品費20万円の減額。4目、医療費は財源振替。5目、後期高齢者医療費は後期高齢者医療会計繰出金230万円の減額です。

6款、1項、農業費において1目、農業委員会費は財源振替。2目、農業振興費は農業振興・新規就農等支援対策補助金139万9千円の減

額。3目、畜産業費は財源振替でございます。

32ページをお願いいたします。6款、2項、林業費において1目、林業振興費は、社会保険料等103万3千円、有害鳥獣残滓処理委託料13万7千円、地域材活用促進事業97万2千円、サトウカエデ植栽委託業務27万円、狩猟的価値発現による林業六次産業化推進事業121万7千円、湯の沢運動広場周辺環境整備工事47万5千円、林道専用道等開設伐開工事48万4千円、季節労働者対策保育工事費44万9千円、人工造林（新植）工事費127万3千円、保育間伐工事費253万8千円、木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金110万円の減額でございます。

33ページになります。7款、1項、商工費におきまして1目、振興商工費は、トマム給油所指定管理料244万5千円、商工振興事業補助金46万円、地域企業振興事業補助金110万円、商工業活性化支援事業利子補給29万円の減額。2目、観光費は、公共施設管理委託料12万5千円、観光施設等環境整備委託料21万1千円、物産館浄化槽管理委託料26万6千円、プランター管理委託料16万4千円、観光協会運営補助金96万8千円、サケ・マスなど魚を育む事業補助金25万6千円、占冠村サイクルツーリズム推進事業補助金110万円、体験型ツーリズム協議会運営補助金20万円の減額です。

34ページをお願いいたします。8款、1項、道路橋梁費において、1目、道路維持費は消耗品費32万5千円、燃料費37万5千円、修繕料56万円、道路台帳整備委託料7万5千円、道路雨水樹清掃業務3万2千円、村道等管理委託料51万3千円、支障木伐採委託料14万8千円、村道除雪委託料49万1千円、村道草刈委託料7万9千円、村道除排雪機械等借上料67万5千円、駐車料金等4万3千円の減額でございます。

8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は、消防設備点検委託料5万1千円、地域振

興住宅管理委託料7万円、占冠団地排水管清掃委託料2万1千円、村営住宅雪下ろし業務委託料19万3千円、債権回収委託料20万円の減額です。

8款、4項、都市計画費において、3目、公園費は光熱水費30万7千円の減額です。

35ページになります。10款、1項、教育総務費において、2目、事務局費は、占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金100万円の減額。3目、義務教育振興費は財源振替です。4目、育英事業費は高校生通学バス運転業務委託料10万円の減額、奨学資金寄附金積立金10万円の増額、奨学資金償還金積立金266万2千円の減額でございます。

10款、2項、小学校費において、1目、学校管理費及び2目、教育振興費は財源振替。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は財源振替。2目、教育振興費は消耗品費で67万円の減額です。

10款、4項、社会教育費において、3目、コミュニティプラザ管理費は財源振替。

36ページです。10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費は、光熱水費51万円、野外体育施設草刈り及び環境整備委託料35万円、プールテント取付け・撤去委託料2万円、保健体育地域活動輸送業務委託料14万円の減額です。

12款、1項、公債費におきまして1目、元金は長期債年賦元金63万円の減額。2目、利子は長期債年賦利子174万4千円、一時借入金利子28万2千円の減額でございます。

14款、1項、職員費におきまして1目、職員費は、特別職給料149万円、一般職給料297万円、一般職手当221万円、社会保険料等53万円、特別職共済組合分135万円、一般職共済組合分887万円、一般職退職手当組合分461万円の減額でございます。

戻りまして13ページから15ページになります。

補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。16ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては表のとおり、過疎対策事業債で過疎地域自立促進特別事業分1件を変更しようとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） 次に、承認第4号から承認第5号、並びに承認第9号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書37ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

38ページをお願いいたします。平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第5号の提案理由の説明をいたします。今回は歳入歳出それぞれ360万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8950万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。以下、事項別明細にてご説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分107万6千円の増額です。後期高齢者支援金分現年課税分ですが35万6千円の増額。介護納付金分現年課税分5万5千円の増額です。医療給付費分滞納繰越分で5万3千円の減額、後期高齢者支援金分滞納繰越分で1万7千円の減額、介護納付金分滞納繰越分で4千円の増額です。2目、退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費分現年課税分で1万2千円の減額、後

期高齢者支援金分現年課税分で5千円の減額、介護納付金分現年課税分で4千円の減額です。

42ページをお願いいたします。3款、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金で548万2千円の増額、後期高齢者医療費支援金負担金22万3千円の増額です。老人保健医療費拠出金負担金が1万円の減額です。介護納付金負担金は22万1千円の増額です。2目、高額医療費共同事業負担金28万1千円の増額です。

3款、2項、国庫補助金において1目、財政調整交付金ですが、普通調整交付金で325万2千円の減額、特別調整交付金で52万円の減額です。

4款、1項、療養給付費等交付金、1目、療養給付費等交付金で6万4千円の増額です。

43ページをお願いいたします。6款、1項、道負担金、1目、高額医療費共同事業負担金ですが、28万1千円の増額です。

6款、2項、道補助金、1目、道財政調整交付金で86万2千円の増額です。

8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金では保険基盤安定繰入金2万8千円の増額、出産育児一時金繰入金56万円の減額、その他一般会計繰入金で766万8千円の減額。2目、国保財政調整基金繰入金では30万4千円の減額です。

44ページをお願いいたします。9款、1項、繰越金、1目、繰越金では、前年度繰越金で5千円の増額。

10款、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、一般被保険者延滞金では2万7千円の減額。

10款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料10万6千円の減額です。

45ページからが歳出です。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費では消耗品費で7千円の減額。2目、連合会負担金は財源振替です。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費では130万円の減額です。2目、退職被保険者等療養給付費10万円の減額です。3目、

一般被保険者療養費は財源振替でございます。

46ページです。2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費では100万円の減額。2目、退職被保険者等高額療養費は10万円の減額です。

2款、3項、移送費、2目、退職被保険者等移送費5万円の減額です。

2款、4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金では84万円の減額です。

47ページをお願いいたします。3款、1項、後期高齢者支援金等では1目、後期高齢者支援金等で財源振替でございます。

5款、1項、老人保健拠出金、1目、老人保健拠出金では5万円の減額です。

6款、1項、介護納付金、1目、介護納付金も財源振替でございます。

48ページです。7款、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費共同事業医療費拠出金では10万円の減額です。

8款、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費では委託料で5万3千円の減額内容です。

続きまして49ページ、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

50ページをお願いいたします。専決処分の内容につきましては、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第3号によるものでございます。歳入歳出それぞれ760万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8490万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。以下、事項別明細にてご説明を申し上げます。

す。

53ページからが歳入でございます。1款、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入では、国民健康保険診療報酬収入現年度分で35万5千円の減額です。社会保険診療報酬収入現年度分で40万円の減額、後期高齢者診療報酬収入現年度分で254万円の増額です。一部負担金収入現年度分で7万円の減額です。その他診療報酬収入現年度分で11万円の増額です。2目、トマム診療所診療報酬収入、国民健康保険診療報酬収入現年度分で60万円の増額、社会保険診療報酬収入現年度分で40万1千円の増額、後期高齢者診療報酬収入現年度分で155万円の減額です。一部負担金収入現年度分で17万5千円の増額、その他診療報酬収入現年度分で16万4千円の増額です。

1款、2項、その他の診療収入、1目、占冠診療所諸検査収入、健康診断・予防接種で55万円の増額です。2目、トマム診療所諸検査収入、健康診断・予防接種で23万5千円の増額です。

54ページをお願いいたします。2款、1項、手数料、1目、占冠診療所手数料、各種診断書料6万4千円の増額です。2目、トマム診療所手数料、各種診断書料で1万5千円の増額です。

3款、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金ではへき地診療所運営費補助金で187万1千円の増額です。

4款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金では1210万円の減額です。

5款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で15万円の増額です。

55ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費では一般職の手当で15万円の減額、共済費の社会保険料・労働保険料で83万円の減額、共済組合分で28万円の減額、退職手当組合分で24万円の減額です。臨時雇上賃金では25万8千円

の減額、医師等で7万円の減額でございます。医師派遣謝礼で140万円の減額です。旅費では費用弁償で20万円の減額、特別旅費で28万2千円の減額です。交際費は2万円の減額、駐車料・高速道路使用料では7万円の減額。宿泊施設使用料は21万円の減額です。研究会等会費で9万円の減額です。2目、占冠診療所管理費、燃料費で10万円の減額、光熱水費で10万円の減額です。通信運搬費10万円の減額、手数料で10万円の減額です。委託料では医科用コンピューター保守点検業務委託料で24万円の減額、環境整備業務委託料で2万円の減額、ボイラー点検委託料で14万円の減額、エアコン清掃・点検委託料で20万円の減額、除排雪業務委託料で10万円の減額です。

56ページをお願いいたします。1款、1項、施設管理費、3目、トマム診療所管理費では修繕料で10万円の減額、除排雪業務委託料で15万円の減額、自動車リース料で10万円の減額、医療用備品で30万円の減額です。

2款、1項、医業費、1目、占冠診療所医療用機械器具費、消耗品費で10万円の減額です。2目、トマム診療所医療用機械器具費、FCR保守業務委託料35万円の減額です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費、消耗品費で70万円の減額。6目、トマム診療所医療品衛生材料費、消耗品費で60万円の減額です。

続きまして77ページをお願いいたします。承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

78ページをお願いいたします。平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第4号の専決処分内容です。今回は歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ2190万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。事項別明細にて説明を申し上げます。

81ページをお願いいたします。1款、1項、診療収入、1目、国民健康保険診療報酬収入現年度分で110万円の減額。2目、社会保険診療報酬収入現年度分で40万円の増額。3目、後期高齢者診療報酬収入現年度分で36万円の減額。4目、一部負担金収入現年度分で18万円の減額です。

5款、1項、雑入、1目、雑入では24万円の増額です。

82ページ、歳出ですが、1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費では消耗品費で21万円の減額、修繕料で20万円の減額です。委託料で除排雪業務委託料9万円の減額、一般備品購入費で10万円の減額です。

2款、1項、1目、医業費で修繕料20万円の減額、手数料で10万円の減額、診療用備品購入費で10万円の減額です。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に、承認第6号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書57ページをお願いいたします。承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

58ページをお願いいたします。平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算、第6号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1110万円にしようとするものでございます。

事項別明細にて説明いたします。

61ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金70万円の減額でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。2款、1項、施設管理費、1目、施設維持費、光熱水費で70万円の減額でございます。

議案書59ページをお願いいたします。以上、説明した内容で第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 次に、承認第7号並びに承認第8号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

**○福祉子育て支援課長（木村恭美君）** 議案書63ページをお願いいたします。承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

64ページをお願いします。平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第5号の専決内容です。平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第5号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9700万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

67ページ、事項別明細書にてご説明を申し上げます。歳入につきまして、主なものは歳入額の確定による増減であります。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で20万5千円の増、滞納繰越分7千円の増。

3款、2項、国庫補助金、1目、調整交付金12万円の減。2目、地域支援事業交付金、介護予防事業で29万2千円の増。

4款、1項、支払基金交付金、2目、地域支援事業支援交付金5万円の増。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金52万7千円の減額。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金137万9千円の増額。

68ページをお願いします。6款、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金1千円の減額。

7款、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金359万7千円の減額。2目、地域支援事業繰入金66万1千円の減額。4目、その他一般会計繰入金、事務費繰入金では56万7千円の減額、職員給与費等繰入金では457万5千円の減額です。

7款、2項、基金繰入金では、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金200万円の減額。

8款、1項、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金では56万4千円の増額。

9款、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入、居宅介護サービス計画費収入で4万8千円の増額。

9款、4項、雑入、4目、雑入で3千円の増額です。

69ページをお願いします。歳出になります。執行額の確定による増減であります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は財源振替です。

1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費も財源振替であります。

2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費では430万円の減額。

3目、施設介護サービス等給付費では405万円の減額。

70ページをお願いいたします。2款、2項、

高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費では10万円の減額。

3款、1項、地域支援事業費、2目、一般介護予防事業費、消耗品費で10万円の減額。3目、包括的支援事業費、報酬でその他報酬28万8千円の減額、臨時雇上賃金で31万2千円の減額、委託料で電算委託料3万3千円の減額、GPS徘徊探知システム委託料で7万2千円の減額、訪問員派遣事業委託で24万5千円の減額です。

65ページにお戻りください。第1表歳入歳出予算補正については記載のとおりであります。

続きまして、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

72ページをお願いします。平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の専決内容でございます。平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1600万円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書にてご説明申し上げます。75ページをお願いいたします。歳入についてです。こちらも歳入額の確定により増減です。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料7万3千円の減。2目、普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料で5万3千円の増額です。

3款、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金では62万6千円の減額。2目、保険基盤安定繰入金では40万円の減額。3目、その他一

般会計繰入金では127万4千円の減額。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金では42万円の増額です。

76ページをお願いいたします。歳出についても執行額の確定により減額しているものであります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費、需用費の消耗品費で3万円の減額、使用料及び賃借料でその他使用料及び賃借料2万円の減額。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料等負担金で133万3千円の減額、事務費負担金20万1千円の減額、保険基盤安定負担金で31万6千円の減額です。

73ページにお戻りいただきまして、第1表歳入歳出予算補正については記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（相川繁治君）** これで提案理由の説明を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

**○議長（相川繁治君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

**○5番（山本敬介君）** 何点かお聞きしたいと思います。常任委員会の時もお聞きしたことが多くんですが、住民の皆さんに分かりやすいように再度お聞きしていきたいと思います。全体で良いんですね、議長。

**○議長（相川繁治君）** はい、そうですね。

**○5番（山本敬介君）** 27ページ、20款、諸収入、5項、雑入の中の1目、雑入、真ん中から下あたり、入猟承認料27万8千円の増となって

いますが、猟区の入猟承認料だと思います。猟区の入猟の状況を教えてください。

その下のほう、樹海ロード広域連携協議会解散に伴う繰入金の分配金54万2千円の増の内容。それと、この樹海ロードの広域連携協議会というのは市町を越えて夕張ですとか日高ですとか、むかわ町、そういった圏域を越えた中での連携ということで非常に有意義な連携かなというふうに見ていたんですけども、解散することになって、そういう連携が今後どうなっていくのかということもお伺いしたいと思います。

続きまして28ページ、2款、1項、7目、企画費の中の19節、負担金、補助及び交付金の廃屋除去事業補助金30万円の減ですけども、廃屋除去の状況が今どうなっているのか、前年度の状況を教えてください。

その上の顧問弁護士の委託料160万円の減、これについても詳細をお知らせください。

続きまして33ページ、7款、商工費、1項、商工費、1目の商工振興費のトマム給油所の指定管理料244万5千円の減ですね。これについて、トマム給油所の初年度の経営状況を含めてお知らせください。

その下の2目、観光費の物産館浄化槽管理委託料26万6千円の減、この内容についてお知らせください。

続きまして35ページ、10款、教育費、1項、教育総務費の中の2目、事務局費、占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金100万円の減の内容についてお知らせください。

あと飛びますが、55ページ、歳出の1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、8目、報償費の中の医師派遣謝礼の140万円の減ですね、この内容についてお伺いします。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。27ページ、雑入の入猟承認料ですけども、当初見積もりした人数よりも多く入猟される方がいましてその分の増ということで、実際には延20名伸びております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 55ページの診療所会計で、医師派遣の際の謝礼140万円減の内容でございます。これにつきましては診療所の橋本医師の代替医師の派遣があった際の医師の経費ということで、予算立てはしておりましたが、橋本医師も年齢的にも学会だとか公務の出張で休診される業務というのがほぼございませんでした。予算措置しておりました140万円は代替医師の派遣がなく、そのまま減額されるという内容で、実績がなかったということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田幸君） 35ページの占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金につきまして、100万円減したところですけども、この中身につきましては、受入事業20万円、派遣事業80万円、合わせて100万円の減となったところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、27ページの樹海ロード広域連携協議会の解散に伴う繰越金の分配金についてでございます。こちらの協議会の構成員につきましては、夕張市、むかわ町、日高町と占冠村という構成でございました。会が解散するということになり、残金が217万4442円残っていたということで、解散にあたりまして構成市町村に均等に返還されるという形になっております。

議員ご質問の今後の連携という点についてですけれども、当時の解散にあたっての議案書の中でも、今まで構築された連携関係を今後も継続してまいりたいと。今までは観光に特化した連携だったんだけど、それ以外の、観光分野のみならず、幅広い分野で柔軟に交流連携を図っていくこととしたいという提案がございまして、承認されているということでございます。現在につきましても、高速道路を有利に使えるフリーパスのような取組みはネクスコと連携しながら継続されています。今後につきましても連携・協力を進めてまいりたいと考えております。

2点目、28ページの廃屋除去につきましては、当初予算で2軒分、1軒30万円ですから2軒分の60万円を計上しておりました。平成29年度におきましてはトナム地区の1軒分の廃屋除去があったということで30万円減額させていただいているということでございます。

続きまして弁護士の手料の減額でございますが、旧ガレリア等の第Ⅰ分類の売却がかなり困難であるという状況の中で、何が起るか分からないということでございましたので、ぎりぎりまで減額しないで終わったという状況でございます。

続きまして33ページ、トナム給油所の指定管理委託料でございます。指定管理委託料につきましては、実際に執行残ができた場合につきましては村に返金していただくという形になっておりまして、今回244万5千円を戻していただいております。内訳を申し上げますと、200万円が預託金の返還金でございまして、残る44万5千円が運営費の返還金ということになります。

続きまして物産館浄化槽の管理委託料でございますけれども、役務費のほうで浄化槽の汚泥収集を別途予算付けさせていただいておりますので、そちらのほうで執行しましたので委託料か

らの汚泥収集は発注しなかったということで減額させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 再度聞きたいんですけど、35ページの占冠・アスペン中学生短期交換留学の事業補助金で、受入20万で派遣80万円ということでしたが、その内容、どういう形で減ったのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） アスペン派遣受け入れ事業につきましては、当初626万で予算計上していたわけですが、これは主に派遣の時の正式な名称は分からないんですけど、サークル料とかの金額は年度によって違うので、当初予算で見えておりましたけれども、実際に行った時の実績でその分が減額されたということがあります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 21ページ、13款、使用料及び手数料の1項、使用料、7目、土木使用料、2節の住宅使用料及び3節の滞納繰越分442万5千円と32万5千円の増。これの理由の説明と、25ページの16款、財産収入、1項、財産運用収入の1目、財産貸付収入、1節、地域振興住宅貸付料916万9千円。地域振興住宅（楓A）共益費の160万1千円。これはどういう理由で増額になったのか説明願います。

22ページの14款、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金の2節、子どものための教育・保育給付費国庫負担金445万9千円の減、子ども・子育て支援交付金74万3千円の増額、それと23ページ、15款、1項、道負担金の中の同じ内容の負担金と交付金、これが減額と増額になっていますので、説明を願います。

33ページ、7款、1項、商工費、2目、観光費の19節、占冠村サイクルツーリズム推進事業補助金110万円の減、体験型ツーリズム協議会運営補助金の20万円の減、これはどうして減額になったのか。今後どういうふうにしていくのか説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。33ページ、商工費、2目、観光費、19節の負担金、補助及び交付金の関係でございます。1点目の占冠村サイクルツーリズム推進事業補助金ですけれども、当初、北海道観光振興機構からの補助金が村を通して実行委員会に交付される予定でしたが、直接実行委員会に振り込まれるという形が取られることになりましたので村としての歳入はなしということで、110万円の減額とさせていただいております。

続きまして体験型ツーリズム協議会の20万円の減でございますが、修学旅行生の受け入れ等を行うにあたって村内の星野リゾートトマムですとか、スポーツピアですとか、そういった会社が連携して対応するために作られた協議会でございます。平成29年度におきましては実際にお金を使う事業をしなかったということで予算執行なしで20万円の減額とさせていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。議案書21ページ、13款、1項、7目、土木使用料、まず2節の住宅使用料です。こちらにつきましては当初予算3530万5千円で積算しておりました。この積算は予算作成時の当時の住宅の入居者の90%で積算しておりまして、今回はその実績によりまして増額の補正となっております。

続きまして3節の滞納繰越分です。こちらについては当初予算の時に納付が確実な分のみで積算、つまり分納していただいている方がいらっしゃるものですから、その方のみで積算しておりましたけれども、分納以外の方からの納入があったということで増額の補正となっております。

続きまして25ページ、16款、1項、1目、財産貸付収入の1節、土地建物貸付収入、地域振興住宅貸付料916万9千円の増額ですけれども、昨年、日勝峠の災害復旧の関係で工事業者の方や短期入居者の方が多く入居していただいております。その関係で収入が増額したため、実績によりまして増額補正をさせていただいております。

その下の地域振興住宅共益費につきましても、先ほど述べました工事関係者や短期入居者が多かったということもありまして、それに伴いまして共益費も増額したために増額補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 大谷議員の質問に答えさせていただきます。22ページです。14款、1項、民生費国庫負担金、2節、児童福祉費国庫負担金で子どものための教育・保育給付費国庫負担金、同じく23ページ、15款、1項、道負担金、1目、民生費道負担金の2節、児童福祉費道負担金、子どものための教育・保育給付費道費負担金であります。保育所に係る給付費でありまして、保育所の支出の確定によりまして補助金等も確定しておりますので、そのための減額となっております。

続いて、22ページ、14款、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金の子ども・子育て支援交付金と道費の子ども・子育て道費交付金におきましては、中央とトマムで小学生を対象に学

童保育を行っております、それに関わる経費が確定しましたので、それに伴う補助金・交付金の増額となっております。

続きまして14款、2項、2目、民生費国庫補助金です。子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金6万6千円の増であります、保育所におきまして保育の質の向上のための研修を行っております、その支出の確定に伴う補助金の増となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 承認第2号についてもお聞きしておきたいと思えます。8ページ、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。内容について、この軽減措置がどの程度占冠の村民に該当するのか。それと、総務産業常任委員会でも説明がありましたけれども、所得が大きい方はどのくらいの負担が増えるのか。また、平均的にどのくらいの負担が住民に増えていくのか。各家庭への負担の増ですね、そういった部分で行政が把握していることをお知らせください。以上です。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時01分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃して会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 質問にお答えいたします。今回、地方税の改正によりまして国民健康保険税条例の改正になりますけれども、当該世帯の例で申しますと、5割軽減、平成29年度給与収入125万円ですと30年度給与収入で5千円程度の増額になります。2割軽減ですと1万円程度の増額。それから3人世帯の例で申しあ

げますと夫婦と子供1人、夫の給与収入のみで考えますと5割軽減ですと2万円ほど、2割軽減ですと4万円ほどの増額になるということになってまいります。

医療費給付分、後期分に関しましてですと7割、5割、2割、世帯数で行くと30年度171世帯ほどになりまして、軽減額で35万6千円ほどの増額になってまいります。介護分に関しましては30年度38世帯、2世帯ほど減るような形になりますので3万7千円ほどの減額になるということになります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎日程第13 議案第1号から日程第20 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第13、議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件から日程第20、議案第8号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号については、企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長(三浦康幸君) 議案書83ページをお開きください。議案第1号、占冠村過疎

地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて。占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更したため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定のより、議会の議決を求めるものでございます。

占冠村過疎地域自立促進市町村計画別紙をご覧ください。資料の1ページにつきましては、今回の計画の追加する文言を記載しております。続きまして2ページ目につきましては、今回する金額について記載しております。3ページ目におきましては、今回変更する理由について記載しております。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 次に、議案第2号並びに議案第3号については、総務課長、多田淳史君。

**○総務課長（多田淳史君）** 議案書85ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、一般職の時間外勤務手当の算出に際して寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めるため、条例を改正するものでございます。時間外勤務手当に関しましては、労働基準法に基づき算出しておりますが、この度寒冷地手当を時間外手当の算定基礎に含めるように総務省から情報提供がございました。本村の算定につきまして確認したところ、算定基礎に寒冷地手当が含まれていませんでしたので、法令遵守をすることとして本条例を改正するものでございます。

内容としましては、一般職の勤務1時間あたりの給与額に寒冷地手当を5で除して得た額を11月から翌年3月までの月において勤務1時間あたりの給与額に加え、この期間の時間外手当の算定基礎とするものでございます。この条例の施行日は平成30年8月1日から施行するもの

としております。

続きまして、議案書87ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険の税率等を改正するものでございます。

要旨の24ページでご説明を申し上げます。今年度から北海道が財政運営の責任主体となりまして、国保運営に中心的な役割を担うことで制度の安定化が図られるようになり、平成30年度の納付金が示されまして、納付に必要な標準保険料率が示されました。標準保険料率との乖離解消に向け、税率の改正を行うものですが、急激な保険税の上昇を抑えるために、段階的な引き上げを考慮して今回の税率改正を行うものでございます。

税率は表のとおりとなっておりますが、医療給付費分は標準保険料率との乖離が少ないため、平等割において減額となっております。後期高齢者支援金分及び介護納付分につきましては、乖離が大きいため税率を引き上げ、一人あたり4千円、一世帯あたり5千円程度の引き上げとしております。条例の施行期日は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 議案第4号については、農林課長、平岡卓君。

**○農林課長（平岡 卓君）** 議案書89ページをお開きください。議案第4号、占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明いたします。

改正理由及びその内容でございますが、キャンプ場の利用料金については、占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例第6条第2項に

において、利用料金については、別表2の範囲内。別表2というのは各区分ごとの利用料金を定めているものでございますが、その範囲内において指定管理者があらかじめ村長の承認を受けて定めるとなっております。また、指定管理者と結んでいる占冠村自然活用村の管理に関する基本協定第9条においても設定条例の定める範囲内においてあらかじめ村の承認を受けて利用料金を定めることとなっていることから、キャンプ場の利用料金について近隣キャンプ場と比較検討し、別表2、区分の欄中、「毛布」を「寝袋」に改め、利用料金を「400円」から「500円」に、貸テント代を「2,000円」から「3,500円」に、オートキャンプ場を「3,500円」から「1,600円」に改めるものであります。施行期日は公布の日から施行し、平成30年6月1日より適用することとしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に、議案第5号から議案第8号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書91ページをお開きください。議案第5号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。改正理由ですが、介護保険法施行規則等の一部改正があり、第7期事業計画年度分の保険料標準9段階のうち、市町村民税本人課税層にあたる第7段階及び第8段階の境目となる基準所得金額を加勢するものであります。

改正内容として、第7段階を120万円以上200万円未満、第8段階を200万円以上300万円未満とするものであります。施行期日は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

続きまして、93ページをお開きください。議

案第6号、占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。改正理由ですが、介護保険関係基準省令の改正により本条例の一部を改正するものであります。改正内容として、基本方針に指定特定相談支援事業者を追加、第5条及び第31条に新たな基準の追加、その他必要な規定の整理を行うものであります。施行期日として、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

続きまして、95ページをお開き願います。議案第7号、占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。制定理由ですが、介護保険関係基準省令の改正により本条例を制定するものであります。制定内容は、北海道が所管していた指定居宅支援事業所の指定権限が市町村に移管されることに伴い、居宅における要介護者の心身の状況を勘案し、居宅サービス計画を策定することで居宅サービス等を適切に利用できるよう必要最低限の基準を定めるものであります。施行期日は公布の日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行するものであります。

続きまして、107ページをお開き願います。議案第8号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

提案理由の説明を申し上げます。改正理由ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の改正により本条例の一部を改正するものであります。改正内容として、一つが教員免許状の更新を受けていない場合の取

扱いを明確にし、有効な教員免許を対象とするため、「学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正するもので、教員免許を取得したことのあるものであれば更新講習を受講終了しなくても支援員の基礎資格を有することを明らかにする趣旨であります。

二つ目として、放課後児童支援の基礎資格等について、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、村長が適当と認めたもの」を新設するものであります。施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これにて提案理由の説明を終わります。

---

### ◎日程第21 議案第6号から日程第23 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第21、議案第9号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件から、日程第23、議案第11号、平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第1号までの件、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第9号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書109ページをお願いいたします。議案第9号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。平成30年度占冠村一般会計補正予算、第1号は、歳入歳出それぞれ1840万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ25億4640万円とするものと、債務負担行為の追加1件でございます。

以下、歳入からご説明を申し上げます。114ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金におきまして4目、農林業費道補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業費道補助金5万円、農業次世代人材投資事業補助金375万円の増額。

16款、2項、財産売払収入におきまして、1目、不動産売払収入は、間伐材売払収入84万7千円の増額。

18款、1項、繰入金におきまして3目、奨学資金基金繰入金は60万円、13目、テレビ難視聴対策基金繰入金350万円の増額でございます。

19款、1項、繰越金におきまして1目、繰越金は前年度繰越金980万7千円の増額です。

20款、5項、雑入におきまして1目、雑入は保健事業検診受診料15万4千円の減額です。

次に歳出についてご説明をいたします。115ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費におきまして1目、一般管理費は、給与システム時間外改修委託料10万8千円、庁用備品購入費10万円の増額。4目、財産管理費はヘリポートターミナル草刈委託料26万7千円、村有地支障木伐採工事61万3千円、一般備品購入費6万9千円の増額。5目、総合センター管理費は修繕料21万2千円、一般備品購入費4万円の増額でございます。7目、企画費は修繕料351万5千円の増額。

3款、2項、児童福祉費におきまして2目、保育所費は広域入所委託料68万円の増額です。

4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は妊婦安心安全通院補助46万7千円の増額。2目、予防費は消耗品費7万円の減額、がん検診・エキノコックス症検査委託料48万5千円の減額です。

116ページになります。4款、2項、清掃費におきまして2目、じん芥処理費は消耗品費46万4千円、手数料5万円の増額です。

6款、1項、農業費におきまして2目、農業振興費は、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金5万円、農業振興・新規就農等支援対策補助金150万円、農業次世代人材投資事業補助金375万円の増額。4目、農業構造改善事業費は、ニノウキャンプ場量水器据付工事29万1千円、水道メーター9万2千円、ニノウキャンプ場備品整備事業3万6千円の増額でございます。

117ページになります。6款、2項、林業費におきまして1目、林業振興費は消耗品費20万円、修繕料4万3千円、村有林材製材業務委託料200万円、スノーボード板プレス機製作16万2千円の増額。地域おこし活動機器使用料36万2千円の減額、伐採木集積工事121万円の増額でございます。

7款、1項、商工費におきまして1目、商工振興費は修繕料32万4千円、占冠村木質バイオマスコンソーシアム負担金83万5千円の増額です。

8款、3項、住宅費におきまして1目、住宅管理費は修繕料113万円、通信運搬費2万5千円、地域振興住宅備品購入費4万5千円の増額です。

118ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において3目、義務教育振興費は講師謝礼50万円の増額。4目、育英事業費は奨学資金貸付金60万円の増額。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は修繕料16万2千円、手数料5万7千円の増額。特定建築物定期報告書作成業務委託料74万6千円の減額です。2目、教育振興費は要・準要保護児童援助費1万4千円の増額です。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は修繕料32万4千円、通信運搬費17万6千円、手数料6万8千円の増額。特定建築物定期報告書作成業務委託料31万4千円の減額。学校管理備品購入費8万円の増額でございます。

10款、4項、社会教育費において2目、公民

館費は光熱水費11万8千円の増額でございます。

戻りまして110ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。111ページをお願いいたします。債務負担行為の補正につきましては表のとおり、戸籍システム更新業務について期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を記載のとおりとして追加しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第10号並びに議案第11号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書119ページをお願いいたします。議案第10号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6960万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細にて説明を申し上げます。122ページをお願いいたします。歳入からですが、4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金において特別交付金57万9千円の増額です。

6款、1項、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金で13万3千円の増額です。

7款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料で8万8千円の増額です。

123ページです。歳出ですが、1項、総務管理費、2目、連合会負担金で国保連合会北海道クラウドプレミアム運用負担金2万1千円の増額、北海道クラウド運用負担金22万3千円の増額です。

5款、2項、保健事業費において1目、保健事業費、消耗品費で7万円の増額、委託料では

がん検診委託料で48万6千円の増額です。

続きまして125ページをお願いいたします。議案第11号、平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の提案理由の説明をいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9040万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細、128ページをお開き願います。歳入ですが、5款、1項、繰越金、1目、繰越金において前年度繰越金140万円の増額です。

歳出ですが、1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費において一般職給与350万2千円の減額、職員手当では一般職172万7千円の減額、共済費で社会保険料等で86万2千円の増額、共済組合分で120万7千円の減額、一般職共済組合分で3千円の減額、一般職退職組合分で68万3千円の減額です。臨時雇上賃金では23万5千円の増額、常勤嘱託職員賃金で421万7千円の増額です。道補助金返還金は診療所の運営費補助金ですが、100万円の増額です。2目、占冠診療所管理費では修繕料で106万2千円の増額です。

129ページをお願いいたします。1款、1項、施設管理費、3目、トマム診療所管理費、修繕料で40万円の増額です。

2款、1項、医業費では1目、占冠診療所医療機械器具費、人工呼吸器リース料で41万8千円の増額です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費では消耗品費22万8千円の増額。6目、トマム診療所医療品衛生材料費、消耗品費で10万円の増額です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

## ◎日程第24 請願第1号

○議長（相川繁治君） 日程第24、請願第1号、J R北海道路線存続に関する請願の件を議題とします。請願第1号については、お手元に配布したとおりです。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから請願第1号、J R北海道路線存続に関する請願書の件を採決します。この採決は起立によって行います。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、請願第1号、J R北海道路線存続に関する請願書の件は採択することに決定しました。

---

## ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30 年 6 月 28 日

占冠村議会議長                      相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員                      佐 野 一 紀

占冠村議会議員                      工 藤 國 忠

平成30年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月15日（金曜日）

○議事日程

|       |         | 議長開議宣言（午前10時）   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 議案第1号   | 占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて  |
| 日程第2  | 議案第2号   | 占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第3  | 議案第3号   | 占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて   |
| 日程第4  | 議案第4号   | 占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第5  | 議案第5号   | 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第6  | 議案第6号   | 占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第7  | 議案第7号   | 占冠村指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて   |
| 日程第8  | 議案第8号   | 占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第9  | 議案第9号   | 平成30年度占冠村一般会計補正予算（第1号）  |
| 日程第10 | 議案第10号  | 平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第11 | 議案第11号  | 平成30年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第12 | 意見書案第4号 | 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書  |
| 日程第13 | 意見書案第5号 | JR北海道路線存続に向けた意見書  |
| 日程第14 | 意見書案第6号 | JR北海道路線存続に向けた意見書  |
| 日程第15 |         | 議員派遣の件  |
| 日程第16 |         | 閉会中の継続調査・所管事務調査申出   |

○出席議員（7名）

|    |          |     |           |
|----|----------|-----|-----------|
| 議長 | 8番 相川繁治君 | 副議長 | 1番 工藤國忠君  |
|    | 3番 大谷元江君 |     | 4番 長谷川耿聰君 |

5番 山本 敬介 君  
7番 佐野 一紀 君

6番 五十嵐 正雄 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

|                   |           |                 |         |
|-------------------|-----------|-----------------|---------|
| 占 冠 村 長           | 田 中 正 治   | 副 村 長           | 松 永 英 敬 |
| 会 計 管 理 者         | 伊 藤 俊 幸   | 総 務 課 長         | 多 田 淳 史 |
| 企 画 商 工 課 長       | 三 浦 康 幸   | 地 域 振 興 対 策 室 長 | 藤 田 尚 樹 |
| 農 林 課 長           | 平 岡 卓     | 林 業 振 興 室 長     | 今 野 良 彦 |
| 建 設 課 長           | 小 林 昌 弘   | 住 民 課 長         | 小 尾 雅 彦 |
| 福 祉 子 育 て 支 援 課 長 | 木 村 恭 美   | ト マ ム 支 所 長     | 平 川 満 彦 |
| 総 務 担 当 主 幹       | 阿 部 貴 裕   | 職 員 厚 生 担 当 主 幹 | 森 田 梅 代 |
| 財 務 担 当 主 幹       | 鈴 木 智 宏   | 税 務 担 当 主 幹     | 佐 久 間 敦 |
| 企 画 担 当 係 長       | 佐 々 木 智 猛 | 商 工 観 光 担 当 係 長 | 橘 佳 則   |
| 農 業 担 当 係 長       | 杉 岡 裕 二   | 林 業 振 興 室 主 幹   | 高 桑 浩   |
| 建 築 担 当 主 幹       | 嵯 峨 典 子   | 環 境 衛 生 担 当 主 幹 | 後 藤 義 和 |
| 戸 籍 担 当 係 長       | 竹 内 清 孝   | 国 保 医 療 担 当 主 幹 | 上 島 早 苗 |
| 保 健 予 防 担 当 主 幹   | 岡 本 叔 子   | 村 立 診 療 所 主 幹   | 小 瀬 敏 広 |
| 社 会 福 祉 担 当 係 長   | 野 原 大 樹   | 介 護 担 当 主 幹     | 細 川 明 美 |
| 子 育 て 支 援 室 主 幹   | 石 坂 勝 美   |                 |         |

（教育委員会）

|                 |         |                 |         |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 教 育 長           | 藤 本 武   | 教 育 次 長         | 合 田 幸   |
| 学 校 教 育 担 当 主 幹 | 松 永 真 里 | 社 会 教 育 担 当 主 幹 | 蠣 崎 純 一 |

（農業委員会）

|     |         |         |       |
|-----|---------|---------|-------|
| 会 長 | 安 田 堅 吾 | 事 務 局 長 | 平 岡 卓 |
|-----|---------|---------|-------|

（選挙管理委員会）

|       |         |
|-------|---------|
| 書 記 長 | 多 田 淳 史 |
|-------|---------|

（監査委員）

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 監 査 委 員 | 木 村 英 記 | 監 査 委 員 | 山 本 敬 介 |
| 事 務 局 長 | 岡 崎 至 可 |         |         |

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

開会 午前10時00分

---

**◎開議宣言**

○議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

**◎日程第1 議案第1号**

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第2 議案第2号**

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、

占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第3 議案第3号**

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 1点お伺いしたいと思います。この改正によって一人あたり、一世帯あたりどのくらい負担が増えるのか。村民の皆さんが興味あるところだと思いますのでお伺いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議員のご質問にお答えいたします。今回の改正におきまして、まず、医療給付費分ですと、平等割で3千円ほど減額になります。後期高齢者支援金分ですと所得割で0.3%、資産割1%、均等割で500円、平等割で2600円ほどの増額になってきます。介護納付金分としましては、所得割で0.3%、資産割で2%、均等割で500円、平等割で200円ほどの増額になってまいります。

一人あたり、概算でございますが、4千円程度、一世帯あたりですと5千円程度引き上げということになってくるかと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっとお伺いしたいと思えます。この改正に特に異議があるわけではないんですけども、指定管理でお願いするということは、これはNPOですよ、湯の沢温泉の場合は民間に委託していると。料金決定というのは、営業していく上で運営する側としてはフレキシブルにやっていきたいという面が発生していると思うんですよ。条例の中にこうしてうたっていることで料金を変えるのいちいち議会で議決しないとだめだという状況になっていると思うんですよ。キャンプ場に関してはシャワーの料金まで決められているということで非常に不便な状況にあるんじゃないかなと思えます。一方、湯の沢温泉のほうは入浴料は決まっている、けれども室料については決まっていないんですよ。入浴料はある程度公益性があると思うのでいいかなと思うんですけども、今後、指定管理を進めていくにあたって、条例の中でうたっていくのがいいのかどうか。そのへんの考え方を伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 山本議員のご質問にお答えいたします。現在、ニニウキャンプ場については指定管理しているということで、利用料金については、山本議員のご質問のとおり、条例によって料金が決定されているということになっております。ただ、キャンプ場の利用料金については、設置条例等で決まりがあるんですけども、指定管理者との協議によって料金を変えていくというような方向になっているかと思っています。

今後どうしていくか、条例で決められているということでなかなかフレキシブルにできない

といったものもございますが、その点については、地方自治法との絡みも出てくるものですから、村としてもどういった形がより良い形に持っていけるのか、法令等も鑑みながら検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、占冠村指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(相川繁治君) 6番、五十嵐正雄君。

○6番(五十嵐正雄君) 4点ほど質問します。6月1日の総務産業常任委員会に欠席していたので質問するのを遠慮しようと思ったんですけども、若干分からない内容がありますので質問します。まず、歳入の関係で114ページの16款、財産収入の中の2項、財産売払い収入の1目、

不動産売払収入の中の立木売払収入、間伐材売払収入ということで84万7千円の増になっています。これについての場所、それから面積、売払数量等について伺います。

次に、115ページの2款、1項、4目、財産管理費の中の15節、工事請負費61万3千円、村有林ではなく村有地支障木伐採工事ということで61万3千円が増になっています。これについても場所、それから面積、数量等についてお知らせ願います。

次に、同じく115ページの2款、1項、7目、企画費の中で11節、需用費の修繕料351万5千円が計上されていますが、この中身について伺います。

4点目、117ページ、6款、2項、1目、林業振興費の中の15節、工事請負費で伐採木集積工事、これは初めて聞くわけですが、どんな事業で、どこで、どういった数量で行われるのか。これについて、事業の中身、それと場所、数量についてお知らせ願います。以上4点です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。まず、114ページ、16款、2項、1目、2節、立木売払収入84万7千円ですが、間伐ということで計上しておりますけれども、昨年鬼峠で治山受光伐を行いました、本来であれば切った後に搬出するんですが、雪が降って出てこなくなりまして、その分今回、今年度の中で売払うということで予定したものですからこういう計上をしています。数量も確定しておりませんので、概算で出しております。今、公に出ている広葉樹の一立方あたりの価格が8200円ですので、大体100立方ほど出るだろうということで計算しております。主に広葉樹です。鬼峠で諸先輩が穴の開いているところに一生懸命エゾマツを植えていた箇所です、それ

が大きくなってきたんですが、上にある木が邪魔になってそれ以上伸びないということで、邪魔になっているものを伐ったという事業でございます。

117ページ、6款、2項、1目、15節、工事請負費の伐採木集積工事121万、これは今述べた受光伐に関連した治山事業の工事が、木を伐倒してそのまま林地に置くというような事業ですから大変もったいないということで、お金をかけてまして道路まで集めてくると。集めた分を村の財産として売払おうという事業です。ただ、これを見ますと、先ほどの84万の収入に対して121万ということでマイナスになることとなりますけれども、実際には、売払いのほうがもうちょっと伸びるだろうと、一般材も出るだろうということでこういうような形になっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。115ページ、2款、1項、7目、企画費の修繕料でございます。2種類ございまして、1点目は平成28年度の災害で大きな被害を受けましたトナム団体線の光ケーブルの復旧に要する経費でございます。修繕料約323万円を予定しております。もう1点は中央地区の光ケーブルの張り替え修繕ということでございます。旧雇用促進住宅の活用等により光ケーブルの増設が必要になったということで28万5千円、暫定額ですけれども計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えをいたします。115ページ、2款、1項、4目、財産管理費の工事請負費、村有地の支障木伐採工事です。ニノウ地区の村有地ですけれども、ドロノキ等の大きくなりすぎて腐敗してきている木がござ

いまして、光ケーブル等電話線、電線に支障があるということで伐採をするということで計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点かお伺いしていきたいと思います。まず、114ページ、15款、2項、4目、農林業費道補助金の中の農業次世代人材投資事業補助金375万、この内容についてできるだけ詳細にお知らせください。

115ページ、2款、1項、4目、財産管理費の中のヘリポートターミナル草刈委託料、ヘリポートに関しては廃止になったということで村民も理解していると思うんですが、まだ、ターミナルについては、という説明を願います。それと、ターミナル自体もリゾートに売却するというふうに記憶しているんですが、そのことについてもお伺いしたいと思います。

その下の7目、企画費の今、質問があった修繕料351万5千円、財源がその他で350万円になっているんですが、どういった財源を使うのかということをお知らせください。

続きまして117ページ、6款、2項、1目、林業振興費の中の13節、委託料、村有林材製材業務委託料、この内容についてお知らせください。

その下のスノーボード板プレス機製作16万2千円、これについても内容をお知らせください。

7款、1項、商工費、1目、商工振興費の中の修繕料32万4千円、これはポケットパークというふうに聞いていたんですけども、道の駅のポケットパークはずっと修繕しているような感じですよ。常に何か修繕箇所があって、これはどういう修繕で今後どうなるのか。ちょっと使い勝手も含めていつまでも修繕が続くようではということもありますので状況をお伺いしたいと思います。

その下の19節、負担金、補助及び交付金の中の占冠村木質バイオマスコンソーシアム負担金83万5千円増の理由と、現在のコンソーシアムの活動状況をお知らせください。以上です。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書114ページ、15款、2項、4目、農業次世代人材投資事業補助金375万円増額の関係でございますが、この農業次世代人材投資事業については、市町村が次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に対する補助ということでございまして、本村では今年度2戸を予定しております。5月25日付けで本事業の承認、それから補助金の割り当て内示を受けたことから本議会での補正予算を提出するものとなっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。117ページ、6款、2項、1目、委託料、村有林材製材業務委託料ですけれども、保育所の資材としてまだどういう形で使われるか分からないんですが、切ったものを置いておくわけにはいかないのでトラックで製材工場に運びまして、一次加工、一次製材までの費用でございます。

それから下のスノーボード板プレス機製作ですけれども、地域おこし協力隊員が林業のほか木材加工も取り組んでおりまして、地域材を利用したスケートボードを試作しております。イベント等でその試作品を展示しますと遠くから来られた方が非常に興味を持って見ているということで、今年本格的に作って見ようかということになりまして、どうしても整形するのにプレス機がいるということで計上したものでございます。ものについてはいろいろな樹種の村有

林材を使ってやっていくということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 115ページ、2款、1項、4目、財産管理費のヘリポートターミナル草刈委託料についてご説明いたします。ヘリポートターミナルのエプロン部分になります。現在、村有のヘリポートとしては廃止をしているんですけども、リゾートに事務所を売却した後、民間のヘリポートとして今、活用しているということになっております。それで、ヘリポートエプロン部分につきましては補助金があって整備されているものでございまして、村での管理が必要ということになっております。当初、予算計上をしていたんですけども、それにさらに草の集草業務等も加えまして26万7千円を増加するというようにさせていただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、115ページの2款、1項、7目、企画費の光ケーブルの修繕料の財源ですけれども、114ページの真ん中あたり、18款、繰入金、1項、繰入金、13目、テレビ難視聴対策基金繰入金の350万円を充当する予定でございます。

2点目の117ページ、7款、1項、商工費の噴水の修繕につきましては、議員おっしゃるとおり、いつも修繕しているのではないかと。こちらのポケットパークは、ご存知のとおりすり鉢状になっておりまして、私も8年間あそこの清掃をやり続けたので分かっているんですけども、泥が全部中に入るんですよ。それを避けるために、近年、まわりに砂利で泥受けを作りまして、泥が入らないように、まず1点目、最大の難点を克服しました。

去年になって今度は噴水を上げるための配管、プールの中の配管がさすがに20年くらい経ったのでぼろぼろに錆びて使えなくなったので替えました。それでオッケーかと思いましたが今度は噴水の動力ポンプに水を運ぶための水道管、地下埋設の水道管に漏水が見つかったということで今回12メートルほど地下埋設管を張り替えると。これで今度こそはポケットパークの噴水についての問題は解決するのではないかと期待しているところでございます。

占冠村木質バイオマスコンソーシアムの活動状況ですけれども、基本的にコンソーシアムにつきましては一村一エネの補助金を受け入れるための受け入れ団体ということで設立されたものですので特に活動というのはなく、所有権がコンソーシアムにあるものですから、修繕料等の村からの受け入れ先となっているということで特に活動はしていないという状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 再質問をしていきたいと思うんですけども、まず、114ページの農業次世代人材投資事業補助金、この使い道というか、どういう形で使われるのかというのを分かる範囲で教えていただきたいと思います。

115ページのヘリポートターミナルの草刈委託料ですけれども、補助金の関係で村が管理する必要があるということですが、これはいつまで続けなければならないものなのか、分かる範囲で教えてください。

117ページのスノーボード板プレス機製作ですけれども、作るのはスケートボードを作ることなのか。スケートボードをつくるためにスノーボード板プレス機が必要なのか。それともスノーボードもスケートボードも両方作ろうと思っているのか。そのへんを教えてくださいたいと思います。

確認ですけれども、木質バイオマスコンソーシアム負担金の83万5千円というのは湯の沢温泉の修繕費に使われているということでのいいのか、確認です。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。表題ではスノーボードとなっておりますけれども、スケートボード、それから今流行りなんでしょうか、雪板もそれで作れるようになるということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 占冠村木質バイオマスコンソーシアム負担金83万5千円ですけれども、こちらは全て湯の沢温泉のボイラーの修繕料にあてる金額でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 山本議員のご質問にお答えいたします。農業次世代人材投資事業補助金の使い道ということでございますが、新たに農業経営を開始した場合には、軌道に乗るまで設備投資等でなかなか経営的に厳しいところがあると。この補助金の使い道等については特別な決めはございません。あくまでも新たに新規就農された方が軌道に乗るまでの支援をするといった内容の補助金となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ヘリポートターミナルの今後の活用についてといたしますか、補助金の返還が必要にならない期間ということで、お答えをいたします。ヘリポートターミナルを廃止した段階で国から使用料が発生する間、要は、今は民間に貸して使用料をいただいているんですが、それが発生している間に関しては管

理を村でしなさいということになっておりますので、使用の賃貸契約が終わるまではずっと管理をするということになりそうです。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 僕も総務産業常任委員会の議案説明に欠席していませんでしたが、中身について分からない部分がありますのでお聞きしたいと思います。116ページの農業関係で、6款、1項、2目、農業振興費、山本議員とかぶる部分もあると思いますが、かぶる部分については答弁がなくても結構であります。

農業次世代人材投資事業補助金375万と、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金5万円、計380万円は道の補助金で賄われていると思います。先ほど課長が山本議員への答弁の中で、農業次世代人材投資事業補助金は新規就農にも充当して使っていくということでしたが、新規就農の農業支援対策補助金が村の単費で使われている。ここに道の補助金も充当して使うということなのか。新規就農については議会でもずっと関心事として取り組んできたところでありませぬ。新規就農支援の中身についてお聞きしたいと思います。

次に118ページ、10款、1項、3目、義務教育費の講師謝礼として50万円が計上されております。小規模校支援対策ということで当然必要なことでありますけれども、何回で何名、講師依頼はどのようにされているのか、詳しくお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。農業次世代人材投資事業補助金の関係ですが、新規就農対策ということで、今回の補正で歳入歳出両方計上させていただいております。農業次世代人材投資事業というのは、村が新規就農者に対して補助するもの

に対して道からその分の補助があるといった事業でございます。佐野議員がおっしゃっていたもう一方で、村の単費で新規就農対策の補助金も見ております。その部分については、当初予算で村の新規就農対策としての補助金を別途、今回挙げた農業次世代人材投資事業とは別に単費で予算を議決いただいているということになっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまの佐野議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。平成27年度から29年度までの3カ年で文科省の事業をやって29年度で終了いたしました。今年度からはそれらの成果を検証する意味も含めて、講師の関係ですけれども、今年度からは補助がないということですが、小中一貫に向けた英語の教育、東京の先生にお願いしているショウ&テルを中学校も含めて2名の先生から今年度引き受けていただけるという了承を得ましたので、今回補正を挙げました。

その他ですけれども、昨年度、文化庁の事業を活用しまして、東京の映画監督にメープルシロップのPRビデオを作っていただきました。今年度は、文科省の事業を含めた成果、占冠村の教育の取組みについての紹介映像を作っただけという了解を得ましたのでそれをやっていただくというのが1点。

もう一つは、今日の道新にもございましたけれども、中央小学校で楓の木の芽が出たということで、この方も東京の方ですけれども、楓の木というのはかなり堅い木ということで、楓の木を活用したりコーダーとか、楽器にも使われているらしいんです。そういったことを含めて地域再発見事業ということで、楓の事業もやっておりますので、この方に来ていただいて、楓の木の特徴だとか、楽器とかの可能性があるのかどうかも含めた中から小学校で事業をやって

いただきたいということです。現在は4名の講師の先生をお願いしてやっていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 117ページ、8款、3項、住宅費、1目、住宅管理費の修繕料113万円の増。これはどこを修理するのか確認したいと思えます。

戻りまして116ページ、総務産業常任委員会でもお聞きしたんですが、6款、1項、農業費、4目の農業構造改善事業費のニニウキャンプ場量水器据付工事、水道メーター、ニニウキャンプ場の備品整備事業、これは改めてすることなのか、今までニニウキャンプ場がオープンしてからこういうものが付いていなかったのかということの確認をしたいと思えます。

それと118ページの10款、2項、小学校費及び3項、中学校費の中に13節委託料、特定建築物定期報告書作成業務委託料が2件とも減になっておりますが、これはどうして減になったのかの説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。117ページ、8款、3項、住宅費、1目、住宅管理費、11節、需用費の修繕料の内容でございます。こちらにつきましては、営工にあります旧森林事務所の住宅が現在、職員住宅として使用されているわけでありまして、冬に屋根からの落雪によりまして壁に破損箇所がありまして、そちらの修繕を計上しております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。ニニウキャンプ場の工事と原材料費の関係でございますが、内容については、キャンプ場、それからニニウ地区住民の

水不足の解消を目的としまして既存施設に量水器を据え付け、使用量を把握するといった内容になっております。このことによりまして、これまでも懸案でありましたニニウ地区の水不足の解消のため、今後の設備の検討材料にしていきたいということで今回予算計上させていただいております。今まで付いていなかったのかということでございますけれども、これまでは付いていなかったということで、今回、そういったものを付けて、繰り返しになりますけれども今後の設備の検討材料にしていきたいと考えております。

それと備品の関係でございますが、こちらはキャンプ場に設置してありますAEDのバッテリーの耐用年数が、消耗してしまうものですから更新が必要ということで3万6千円増額の計上をさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。小学校費、中学校費共に特定建築物定期報告書作成業務委託料減額の理由につきましては、確認したところ振興局に報告義務がなかったものですから落とさせていただきました。ただし、文科省のほうから指導がありますので、今後この中身については検討し、次回、補正予算で対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 小学校費、中学校費、今回減額になりましたけど、再度もう一回補正で挙がるということですか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。今、次長から答弁がございましたけれども、本来国・道を通して申請を上げることになれば、それなりの様式等がございまして、専門家に委託するという方法で当初この予

算を組ませていただきました。振興局、道経路で報告するんですかということも、もっと事前に調べなかったことは反省しておりますけれども、道・国に申請はしなくていいですよ。ただ、文科省としては方法・様式は問わないですけれども、町村でそれをやったという確認の書類を残してくださいという話になりました。

今回、補正で減額されましたけれども、任意の報告書となれば大きな会社に委託する必要がないので、村内にいる方をお願いして、賃金等の形で作っていただくということで精査させていただいておりますので、今、その内容が確定していないので今回は減額をさせていただいて、9月の補正で、賃金で大体この金額の半分以下になると思いますので、今回はこういう補正をさせていただきました。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 1点だけ確認したいと思いますが、先ほども質問をさせていただいた115ページの企画費の光ケーブルの件ですね、350万をテレビ難視聴の基金からということですが、これは災害復旧の対象にならないのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） お答えいたします。災害による損害ということですので、光ケーブル自体保険に加入させていただいております。ただ、自然災害について該当になるかどうか、ただ今協議中ということでございますので、将来的に保険対応が可能であれば財源振替をさせていただくという形になるかと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 何点かお伺いします。既に今までの質問の中で内容はよく分かりましたけれども、そこで、114ページ15款、2項、農業費の道補助金の380万円、この二つの事業。次に115ページの2款、1項、4目、財産管理費のヘリポートターミナル草刈事業。それからその下に7目、企画費の修繕料351万5千円。それから116ページ、6款、1項、2目、農業振興費の負担金、補助及び交付金の中で農業振興・新規就農等の関係で150万、その下に375万。それと117ページの8款、3項、1目、住宅管理費の需用費、修繕料113万円。それから118ページの10款、2項、1目、学校管理費、需用費、修繕料16万2千円、その下の10款、3項、中学校費の需用費32万4千円。これらについて、当初予算で出すべき予算だと思うんですけども、なぜ当初予算に出せなかったか。出せなかったものについては仕方ないんですけども、私はこれを見た限りでは当初予算ですんなりいくと思うんですけども、そのへんについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。117ページ、8款、3項、住宅費、1目、住宅管理費、11節、需用費の修繕料でございますけれども、冬場の屋根からの落雪ということで、当初予算の積算査定時の後でして、当初予算には載せることができませんでしたので今回の補正で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 財産管理費のヘリポートターミナル草刈委託料に関してご説明いたします。当初予算で49万円ほど計上しておりましたが、この度、国からこの額だと使用料と相殺すると使用料のほうが多くなると。収入のほうが多くなると補助金の返還が必要になるの

でそれに見合う同じか、それ以上の額で管理費を設定しなさいということでしたので、数量を増量して草刈りの面積と草を集めて処理するという作業を増やしまして、こちらの26万7千円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡卓君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。まず、歳入の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金5万円増額の部分でございますが、こちらについては当初予算で55万円の計上、議決をいただいております。4月12日付けで補助金の割り当ての内示を道から受けまして、補助金の配分が増加したということで今回補正予算を提出させていただいております。

それから歳入の農業次世代人材投資事業補助金の関係でございますが、こちらについては先ほどもお答えしましたとおり、2戸の農家を予定しております。1戸の農家については本年4月になってから本村に移住をされてきたということで当初予算時にはまだはっきりしていなかったということで計上しておりません。もう1戸の農家については、これまでの新規就農希望者ということで、本村で研修等を行っていたわけですが、正式に新規就農者となるのが、今現在は手続き中ございまして6月から7月中旬の認定に向けて手続きを行っているということで、まだ未確定の部分があったということで当初予算には計上していないということでございます。

歳出にいきまして、116ページの農業振興・新規就農等支援対策補助金150万円増額の部分ですが、先ほどと重複しますが、新たに村に居住された新規就農者に対する農業機械の購入に対する補助金でございます。当初予算時には内容が分からないということで、補助率は事業

費の1/2となっておりますので、300万円くらいの事業費になるということで150万円の補正予算を計上させてもらったということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） お答えいたします。議案書115ページ、2款、1項、7目、11節の修繕料、光ケーブルの関係でございます。光ケーブルの修繕につきましてはNTTとの協議により工事時期を決定するという事になっておりまして、最近NTTで工事する準備が整い、本復旧の目途が立ったという連絡がございましたので今回、補正予算として計上させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。小学校費の修繕料16万2千円、これにつきましては5月の連休明けの雨によりましてトナム学校の屋根に雨漏りが生じまして、それを修繕するものであります。

また、中学校費の修繕費32万4千円につきましても同じくゴールデンウィークの雨によりまして占冠中学校の外部修繕27万円と、ネットフェンスも強風によって破損した箇所がありまして5万4千円計上させていただいておりますので、当初予算では分からなかったということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） もう1点だけ、説明を聞き洩らしちゃったんですけど117ページのスノーボード板プレス機製作、これはどういうものかもう一回優しく説明してください。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。うちの地域おこし

協力隊員が去年まで手で木を温めて曲げて形にしていたんですね。それを今年のメープルシロップ収穫祭に展示しましたら非常に評判が良くていろいろ作って見ようということになって、それがまず始まりであります。平らな板にソリの先みたいな傾斜を付けなきゃいけないので、それを手作業でやるには数ができないということで、それを機械で圧縮して形を作るというものでございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） プレス機製作というから、この機械を作るのかということを知りたいんですよ。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 形を作る、押し付ける機械を作るということです。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 115ページの3款、民生費、2項、児童福祉費の2目、保育所費、広域入所委託料68万円増ですが、この中身を教えてください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保険衛生総務費、妊婦安心安全通院補助46万7千円増ですが、人数が増えての増なのか。どういうふう補助していくのか伺います。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 大谷議員の質問に答えさせていただきます。115ページ、3款、2項、児童福祉費、2目、保育諸費の委託料です。広域入所委託料ですが、広域入所というものは、自分の住んでいる自治体、占冠村以外で保育園に通う子供のために利用する制度で、今回里帰り出産の方がおりまして、その

方の上のお子様が他の自治体の保育所に入ると  
いうことで委託料として計上しております。委  
託料となりますので、保育料ではなく、一人あ  
たりの単価というものがあまして、その保  
育所の人件費、事業費、管理費などをすべて含  
め、預かる年齢等も勘案して一月17万円の計上  
でして、4か月分を見て68万円としております。  
以上です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 115ページ、4款、  
1項、保健衛生費の中の1目、保険衛生総務費、  
妊婦安心安全通院補助46万7千円の増額計上で  
すが、当初予算で5万円の計上で新たな事業で  
すけれども、妊婦さんの検診・出産に際しての  
交通費の助成ということになります。

母子手帳の交付後、出産まで計16回ほど産科  
医への通院が必要とされるわけですが、今、現  
在、5名ほど妊婦さんがいらっしゃいます。そ  
れぞれ受診する病院はお産の都合で異なるんで  
すが、交通費の助成と出産まで宿泊を要した場  
合ということで上限の金額を設けまして大体5  
名分の換算で46万7千円の計上で試算をしてお  
ります。実績に併せて出産先の箇所までの往復  
の交通費の経費ということで助成する形になり  
ます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありません  
か。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません  
か。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、平成30年度占冠村一  
般会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決し  
ました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、  
平成30年度占冠村国民保健事業特別会計補正予  
算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません  
か。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません  
か。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、平成30年度占冠村国  
民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件  
を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は原案のとおり可決し  
ました。

---

### ◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 128ページ、129ページに跨ってですが、1款、1項、1目、一般管理費の中の11節、需用費、修繕料106万2千円と129ページ、同じくトマム診療所管理費の修繕料40万円の中身についてお聞かせ願いたいと思います。

129ページ、2款、1項、1目、占冠診療所医療用機械器具費の中の人工呼吸器リース料41万8千円の増の中身について。当初予算がどれだけの金額であったか、なぜ、このようになったのか。メンテナンス料が含まれているのかどうか、そのへんについてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。128ページ、占冠診療所管理費の需用費、修繕料の106万2千円増の修繕内容です。占冠診療所のLED照明、今は蛍光灯でしたが経費削減を考えてLED照明に敷設替えをするという修繕で80万円。暖房用のボイラーの不凍液の取替えで17万3千円。暖房のファンフィルターの清掃ということで8万9千円の内容でトータル106万2千円の増額計上です。

129ページ、トマム診療所の管理費、修繕料ですが、これも同じくトマム診療所内の照明をLED化、敷設替えするものでして交換費用ということで40万円の計上でございます。

医業費の占冠診療所医療用機械器具費、人工呼吸器リース料41万8千円の増額計上ですが、

村内の住民の方で札幌にこれまで入院されていた方が退院されて、診療所がかりつけ医ということで、その後受診されております。患者さんの睡眠時の人工呼吸の機械ということでエア・ウォーター社と契約する内容で月額3万8千円かかるんですが、年度途中ということで11ヵ月分のリースで対処願うということで41万8千円の計上でございます。当初予算では、14節の使用料については計上がなく、41万8千円は使用料として今回全額補正する形になります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第12 意見書案第4号から日程第14 意見書案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第12、意見書案第4号、「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件から日程第14、意見書案第6

号、JR北海道路線存続に向けた意見書までの件、3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。意見書案第4号については、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 意見書案第4号、「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年6月15日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、工藤國忠。賛成者、同、大谷元江。要約して読み上げて提出したいと思います。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。北海道教育委員会は平成30年3月、「新たな高校教育に関する指針」に代わる「これからの高校づくりに関する指針（新指針）」を決定しました。ところが、「新指針」は「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象とされています。今後この「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり、46%もの高校の存続が脅かされることとなります。

いま求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の学校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。よって、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記、1、北海道・北海道教育委員会は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な統廃合を行わないこと。

2、北海道・北海道教育委員会は地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、北海道議会議員、北海道知事、北海道教育委員会教育長。以上、ご検討宜しく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第5号並びに意見書案第6号については、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第5号、意見書案第6号は重複しておりますので、意見書案第5号でまとめて提出させていただきます。意見書案第5号、JR北海道路線存続に向けた意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。平成30年6月15日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、山本敬介。賛成者、同、五十嵐正雄。

JR北海道路線存続に向けた意見書。JR北海道は、平成28年11月「JR単独では維持困難な線区」として10線路13区間を公表し、路線廃止を前提とした拙速な見直しに対する危惧から、対象となる市町村を中心に北海道内で大きな不安が広がっています。

鉄道は、地域住民の暮らしや産業経済を支える重要な公共交通機関であり、さらに国が進めています「観光立国」に向けたインバウンドの拡大にとって、外国人観光客に人気の高い北海道の交通ネットワークの維持は重要です。

北海道が進める地域連携による広域観光ルートとしての「道北・道東広域観光周遊ルート」の推進、さらに中空知と道東を結ぶルートとして、富良野線、根室本線の全線維持は必要であります。日本の食糧基地である道内の農畜産物輸送においてもJR路線は大きな役割を果たしており、北海道経済さらには日本国内の食糧問題にまで大きな影響を及ぼすものである。国において、将来的にもJR北海道が路線を維持し安定した経営が行えるよう抜本的な対策が必要である。

記、1、収支悪化要因である老朽施設の改

修・更新など施設の安全投資に対する新たな支援策を講じること。

2、自然災害により不通となっている「根室本線（東鹿越～新得間）」の早期災害復旧を図るよう支援を講じるとともに、災害再発防止に向けた治山治水対策等を実施すること。

3、経営安定基金の運用益が低下していることから、JR北海道が経営努力のもと安定した経営ができるよう、国の支援のあり方を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年6月15日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。以上です。

意見書案第6号は、北海道においては、道民の生活基盤、経済産業の維持発展のためJR北海道路線存続に向け、主体的な行動をとるとともに、国に対し以下の点について強く要請するよう要望するということが別に記載されております。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年6月15日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道知事。以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第4号、「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第5号、JR北海道路線存続に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第6号、JR北海道路線存続に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第15 議員派遣

○議長（相川繁治君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

---

## ◎日程第16 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長（相川繁治君） 日程第16、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。平成30年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30 年 6 月 28 日

占冠村議会議長                      相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員                      佐 野 一 紀

占冠村議会議員                      工 藤 國 忠